

平成24年6月13日

無線設備規則等の一部を改正する省令案について
(平成24年6月13日 諮問第17号)

[特定ラジオマイクの周波数移行等に伴う技術基準の制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(星野課長補佐、畠山係長)

電話：03-5253-5895

無線設備規則等の一部を改正する省令案について

1 諮問の概要

放送番組制作やコンサート、舞台劇場、イベント会場等での高品質な音響用として特定ラジオマイクが平成元年に導入され、様々なニーズに応じて広く利用されてきたところである。

平成 23 年 9 月に改定された周波数再編アクションプランの 700/900MHz 帯の周波数割当の基本方針において、700MHz 帯で携帯無線通信用周波数を確保するために、特定ラジオマイクを地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は 1.2GHz 帯の周波数帯へ移行することを踏まえ、当該移行先周波数帯において特定ラジオマイクを使用可能とするために電波法関係省令の一部改正を行うものである（「別添」参照）。

2 省令改正の概要

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ・ 特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの周波数、空中線電力の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値等を改めること。
- ・ その他規定の整備をすること。

（第 14 条、第 49 条の 16、第 49 条の 16 の 2、別表第 2 号及び別表第 3 号関係）

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

- ・ 特定ラジオマイクの陸上移動局について特定無線設備の対象を拡充すること。
- （第 2 条関係）

3 施行時期

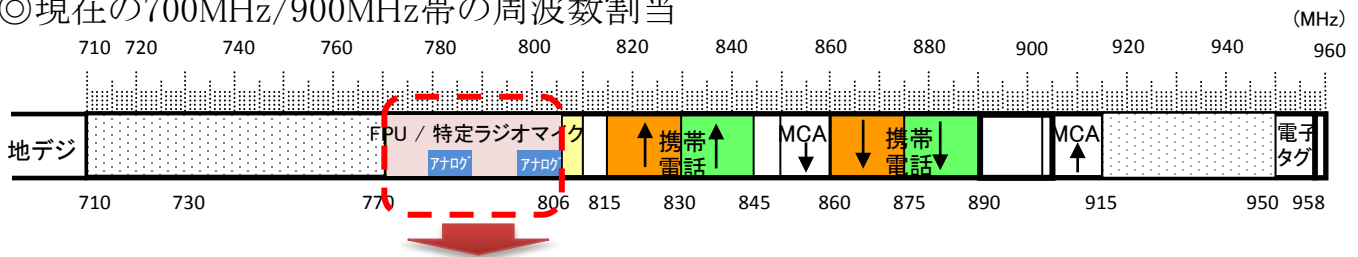
平成 24 年 7 月 25 日

特定ラジオマイクの 周波数移行等に向けた制度整備

【改正の概要】

- 700MHz帯において携帯無線通信用周波数を確保できるよう、平成23年9月に改定された周波数再編アクションプランでは、特定ラジオマイクの移行先の周波数帯候補を地上テレビジョン放送用周波数帯のホワイトスペース又は1.2GHz帯としております。
- これを受け、情報通信審議会情報通信技術分科会において移行先周波数帯における技術的条件が審議された結果、先般、「特定ラジオマイクの周波数移行等に係る技術的条件」が答申されました。
- 本件は、当該答申を踏まえ、特定ラジオマイクの移行先周波数帯における技術的条件に係る電波法関係省令等の一部改正等を行うものです。

◎現在の700MHz/900MHz帯の周波数割当



[特定ラジオマイク]地上テレビジョン放送用周波数のホワイトスペース帯又は1.2GHz帯へ移行

↓
移行先の周波数帯における技術的条件について電波法関係省令等の改正

一般的なシステム構成



送信機
(ハンド型)



送信機
(ピンマイク型)



可搬型受信機



カメラレコーダ
装着例

<主な省令改正事項>

省 令	主な改正内容
無線設備規則 [第14条、第49条の16、第49条の16の2、別表2号、別表3号]	・周波数の変更 [770MHz～806MHz※→470MHz～714MHz及び1240MHz～1260MHz] ※アナログ方式は779MHz～788MHz及び797MHz～806MHz ・空中線電力の許容偏差の変更 [上限50%→上限20%(ホワイトスペース帯)] ・占有周波数帯幅の許容値の変更 [160kHzを追加(アナログ方式)] ・変調周波数の変更 [15kHz→20kHz(アナログ方式)]
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 [第2条]	・特定無線設備の対象の拡充 [空中線電力0.01W以下→0.05W以下(1.2GHz帯)]

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について
(平成 2 4 年 6 月 1 3 日 諮問第 1 8 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(大西課長補佐、工藤係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 8 7

基幹放送用周波数使用計画の一部変更案について

1. 概 要

地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局のうち親局及び空中線電力が 3W を超える中継局の諸元（チャンネル及び空中線電力）は、基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）において規定されている。

今回、栃木県那須地域及び静岡県伊豆半島東海岸地域の難視の解消に向けて、新たに大規模な中継局を整備する必要性が生じたため、基幹放送用周波数使用計画を変更するもの。

2. 変更の理由及び概要

(1) 変更の理由

ア 栃木県那須地域の現状

栃木県北部の大田原市、那須塩原市及び那須郡那須町の一部地域においては、地形的な影響等により放送波が十分に届かず、約 10,000 世帯（内約 4,000 世帯が地デジ難視対策衛星放送（以下「SN」という。）を利用）の難視地域が点在している。

イ 静岡県伊豆半島東海岸地域の現状

静岡県伊豆半島東側の伊東市、下田市並びに賀茂郡東伊豆町及び同郡河津町の一部地域においては、地形的な影響等により放送波が十分に届かず、約 1,400 世帯（内約 600 世帯が SN を利用）の難視地域が点在している。

これらの地区において、恒久的に地上デジタルテレビジョン放送の良好な受信が可能となるよう、地上デジタルテレビジョン放送中継局の開設を可能とすることが適当と認められるため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

(2) 変更の概要

日本放送協会及び基幹放送事業者の地上デジタルテレビジョン放送の放送対象地域のうち、栃木県に「那須」を追加し、静岡県に「伊豆東」を追加する。

3. 基幹放送用周波数使用計画の変更案

別紙のとおり。

【案】 ○基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年十月一日郵政省告示第六百六十一号）新旧対照表（太字下線部が変更部分）

変更案							現 行						
第 1 ～ 第 5 （略）							第 1 ～ 第 5 （略）						
第 6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等							第 6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局に使用させることができる周波数等						
1 日本放送協会の放送							1 日本放送協会の放送						
(1) （略）							(1) （略）						
(2) 総合放送（県域放送）							(2) 総合放送（県域放送）						
放送対象地域	親局			中継局			放送対象地域	親局			中継局		
	送 場	信 所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	送 場	信 所		周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	送 場	信 所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）
北海道 ～ 茨城県	(略)						北海道 ～ 茨城県	(略)					
栃木県 （注 3）	宇都宮	47	0.1	日 光	47	0.01	栃木県 （注 3）	宇都宮	47	0.1	日 光	47	0.01
				大田原	47	0.01					大田原	47	0.01
				那 須	44	0.01					那 須	44	0.01
群馬県 ～ 岐阜県	(略)						群馬県 ～ 岐阜県	(略)					
静岡県	静 岡	20	1	浜 松	20	1	静岡県	静 岡	20	1	浜 松	20	1
				熱 海	33	0.01					熱 海	33	0.01
				三 島	24	0.01					三 島	24	0.01
				富士宮	24	0.01					富士宮	24	0.01
				島 田	16	0.01					島 田	16	0.01
				御殿場	20	0.01					御殿場	20	0.01
				伊豆東	33	0.02					伊豆東	33	0.02
新潟県 ～ 沖縄県	(略)						新潟県 ～ 沖縄県	(略)					
(注 1) ～ (注 3) （略）							(注 1) ～ (注 3) （略）						

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東 京	(略)	
	中継局		
	(北海道) ?	(略)	
	(茨 城)		
	(栃 木)		
	宇都宮	39	0.1
	日 光	26	0.01
	大田原	39	0.01
	<u>那 須</u>	<u>38</u>	<u>0.01</u>
	(群 馬)		
	?	(略)	
	(岐 阜)		
	(静 岡)		
全国	静 岡	13	1
	浜 松	13	1
	熱 海	13	0.01
	三 島	16	0.01
	富士宮	14	0.01
	島 田	14	0.01
	御殿場	13	0.01
	<u>伊豆東</u>	<u>13</u>	<u>0.02</u>
	(愛 知)		
	?	(略)	
	(沖 縄)		

(注1) ・ (注2) (略)

(3) 教育放送

放送対象地域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線 電力 (kW)
全国	親局		
	東 京	(略)	
	中継局		
	(北海道) ?	(略)	
	(茨 城)		
	(栃 木)		
	宇都宮	39	0.1
	日 光	26	0.01
	大田原	39	0.01
	(群 馬)		
	?	(略)	
	(岐 阜)		
	(静 岡)		
	静 岡	13	1
全国	浜 松	13	1
	熱 海	13	0.01
	三 島	16	0.01
	富士宮	14	0.01
	島 田	14	0.01
	御殿場	13	0.01
	(愛 知)		
	?	(略)	
	(沖 縄)		

(注1) ・ (注2) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) 総合放送（広域放送）

放送対象地域	親局				中継局			
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	東京	21 22 23 24 25	10	(茨城)			
					水戸	14 15 17 18 19	0.3	
					高萩	35 38 41 44 46	0.01	
					(栃木)			
					宇都宮	15 17 18 34 35	0.1	
					日光	21 22 23 24 25	0.01	
					大田原	15 17 18 19 35	0.01	
					那須	<u>48 49 50 51 52</u>	<u>0.01</u>	
					(群馬)			
					前橋	33 36 42 43 45	0.1	
					沼田	21 22 23 24 25	0.005	
					(埼玉)			
					秩父	21 22 23 24 25	0.01	
					(千葉)			
中京広域圏 近畿広域圏	(略)	(略)	(略)	(略)	銚子	21 22 23 24 25 42 36 45 43 33	0.01	
					勝浦	21 22 23 24 25	0.01	
					東金	21 22 23 24 25	0.01	
					(東京)			
					新島	21 22 23 24 25 42 45 51 43 52	0.03	
					八丈	30 32 34 37 39	0.01	
					(神奈川)			
					平塚	21 22 23 24 25	0.1	
					小田原	21 22 23 24 25	0.01	
						38 36 49 47 52		

(注1)・(注2) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

放送対象地域	親局				中継局			
	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)	送場	信所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
関東広域圏	東京	東京	21 22 23 24 25	10	(茨城)			
					水戸	14 15 17 18 19	0.3	
					高萩	35 38 41 44 46	0.01	
					(栃木)			
					宇都宮	15 17 18 34 35	0.1	
					日光	21 22 23 24 25	0.01	
					大田原	15 17 18 19 35	0.01	
					(群馬)			
					前橋	33 36 42 43 45	0.1	
					沼田	21 22 23 24 25	0.005	
					(埼玉)			
					秩父	21 22 23 24 25	0.01	
					(千葉)			
					銚子	21 22 23 24 25 42 36 45 43 33	0.01	
					勝浦	21 22 23 24 25	0.01	
中京広域圏 近畿広域圏	(略)	(略)	(略)	(略)	東金	21 22 23 24 25	0.01	
					(東京)			
					新島	21 22 23 24 25 42 45 51 43 52	0.03	
					八丈	30 32 34 37 39	0.01	
					(神奈川)			
					平塚	21 22 23 24 25	0.1	
					小田原	21 22 23 24 25	0.01	
						38 36 49 47 52		

(注1)・(注2) (略)

(2) 総合放送（県域放送）								
放送対象地域	親局			中継局				
	送 場	信 所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	送 場	信 所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）
北海道 ～ 福島県 栃木県	(略)							
	宇都宮	29		0.1	日光	29		0.01
					大田原	29		0.01
					那 須	41		0.01
群馬県 ～ 岐阜県 静岡県	(略)							
	静 岡	15 17 18 19		1	浜 松	21 22 23 25		1
					熱 海	14 15 17 29		0.01
					三 島	21 22 23 25		0.01
					富士宮	21 22 23 25		0.01
					島 田	15 17 18 19		0.01
					御殿場	14 15 17 29		0.01
					伊豆東	15 17 20 29		0.02
愛知県 ～ 沖縄県	(略)							

(注1)～(注7) (略)

第7～第9 (略)

(2) 総合放送（県域放送）								
放送対象地域	親局			中継局				
	送場	信所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）	送場	信所	周波数 （チャンネル番号）	空中線電力 （kW）
北海道 ～ 福島県	(略)							
栃木県	宇都宮	29	0.1	日光	29		0.01	
				大田原	29		0.01	
群馬県 ～ 岐阜県	(略)							
静岡県	静岡	15 17 18 19	1	浜松	21 22 23 25		1	
				熱海	14 15 17 29		0.01	
				三島	21 22 23 25		0.01	
				富士宮	21 22 23 25		0.01	
				島田	15 17 18 19		0.01	
				御殿場	14 15 17 29		0.01	
愛知県 ～ 沖縄県	(略)							

（注１）～（注７） （略）

第７～第９ （略）

電波監理審議会会長会見用資料

平成24年6月13日

日本放送協会の中継国際放送に関する協定の廃止の認可及び
日本放送協会所属の中継国際放送を行う基幹放送局の廃止の認可について
(平成24年6月13日 諮問第19号及び第20号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星・地域放送課国際放送推進室

(松本課長補佐、長谷川主査)

電話：03-5253-5798

日本放送協会の中継国際放送に関する協定の廃止の認可及び 日本放送協会所属の中継国際放送を行う基幹放送局の廃止の認可について

1 現状

日本放送協会（以下「NHK」という。）は、昭和 63 年以来、カナダ放送協会（C B C）、ラジオ・フランス・アンテルナショナル（R F I（現在の A E F））及びイギリス放送協会（B B C）との間で、中継国際放送に関する協定（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 20 条第 2 項第 1 号及び第 65 条第 4 項。）を結び、各事業者は NHK の放送番組を中継（交換中継放送）してもらう見返りに、NHK 所属の基幹放送局（八俣送信所）により外国放送事業者の放送番組を中継（中継国際放送）する方法で、ラジオ国際放送の受信環境整備を行ってきた。

これまで、平成 18 年に R F I、平成 19 年に B B C との協定が廃止となっており、現在は、C B C との協定に基づき、次のラジオ国際放送が実施されている。

○ 国際放送（放送法第 20 条第 1 項第 4 号及び第 65 条第 1 項）

NHK は、ラジオ国際放送である NHK ワールド ラジオ日本の放送番組の一部について、サックビル送信所から国際放送（交換中継放送）を実施

○ 中継国際放送（放送法第 20 条第 2 項第 1 号及び第 65 条第 4 項）

C B C は、ラジオ国際放送であるラジオ・カナダ・インターナショナル（Radio Canada International（R C I））の放送番組の一部について、八俣送信所から中継国際放送を実施

2 申請の概要及び審査の結果

(1) 中継国際放送に関する協定の廃止の認可

① 申請の概要

C B C が、財政的な理由でラジオ国際放送（ラジオ番組の制作）を全て廃止することを決めたことで、八俣送信所による C B C の中継国際放送と、サックビル送信所による NHK の国際放送（交換中継放送）に係る協定を廃止する必要性が生じたため、総務大臣に対して、協定を廃止したいとの認可の申請があったもの（放送法第 65 条第 5 項において準用する同法第 20 条第 8 項）

【NHKとCBCの中継国際放送に関する協定の概要】

協定の内容	NHKとCBCの間で、互いの放送時間を交換して放送を行うことを取り決め		
サックビル送信所	放送番組	NHKのラジオ国際放送の放送番組（日本語）	
	放送時間	中米向け 2時間／日	
八俣送信所	放送番組	CBCのラジオ国際放送の放送番組（中国語）	
	放送時間	東南アジア向け、アジア大陸向け 各1時間／日	

【協定の廃止の時期】

本年6月25日（日本時間）

※ CBCは、本年6月25日（日本時間）に全てのラジオ国際放送を廃止する。

② 審査の結果

本件申請に係る中継国際放送に関する協定の廃止は、CBCがラジオ国際放送を全て廃止することに伴うものであり、協定の相手方であるCBCの事情によるやむを得ないものである。

また、サックビル送信所の放送区域である中米向けのNHKのラジオ国際放送については、協定廃止後、サックビル送信所からの交換中継放送を借用中継放送（送信所を有償で借用して放送する形態）に切り替える等の代替措置を講ずることを予定しており、NHKのラジオ国際放送の聴取者への影響はほとんど生じず、放送法第65条に基づく要請による国際放送の実施に支障はない。

以上のことから、本件に係るNHKの認可申請は、やむを得ないものであり、また代替措置についても取られていることから、協定の廃止は適当であると認められ、申請のとおり廃止を認可したい。

(2) NHK所属の中継国際放送を行う基幹放送局の廃止の認可

① 申請の概要

CBCとの中継国際放送に関する協定の廃止により、八俣送信所を利用して中継国際放送を行う外国放送事業者が存在しなくなるため、NHK所属の中継国際放送を行う基幹放送局を廃止したいとの認可の申請があったもの

（放送法第86条第1項）

【NHK所属の中継国際放送を行う基幹放送局の概要】

局名	NHK中継国際（八俣送信所）
無線局の種別等	特定地上基幹放送局（短波放送（中継国際放送））
放送事項	CBCにより行われる中継国際放送に係る事項
放送区域	東南アジア、アジア大陸

【基幹放送局の廃止の時期】

本年6月25日（日本時間）

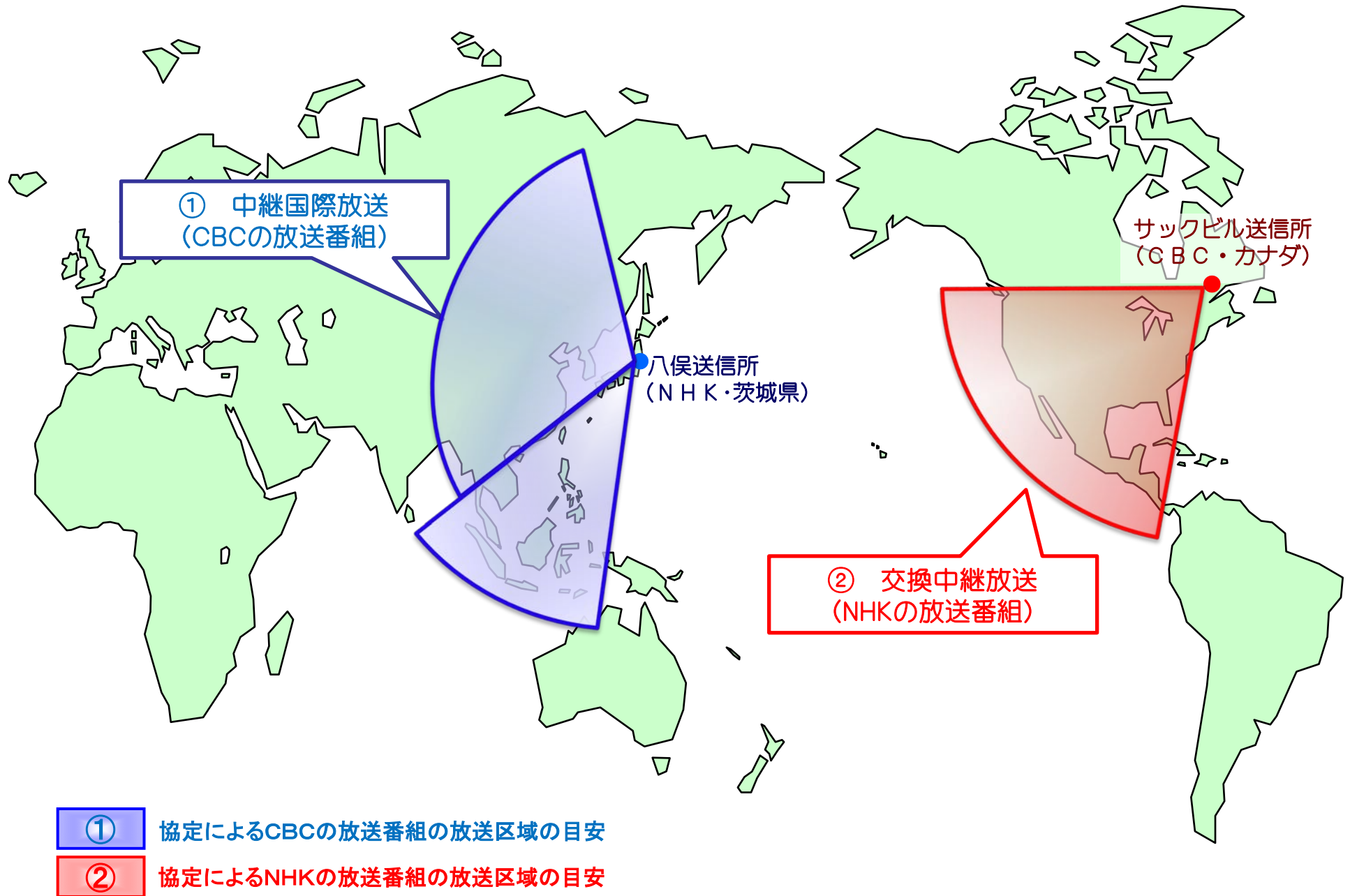
※ CBCとの中継国際放送に関する協定の廃止の日と同日とする。

② 審査の結果

今回申請のあった基幹放送局は、昭和63年に中継国際放送を行うことを目的として開設され、今日まで運用されてきたものであるが、現在、中継国際放送として基幹放送局を利用しているのは、CBCのみであり、CBCの放送の廃止後は、当面、中継国際放送に関する協定を締結する見込みがないことから、NHKのラジオ国際放送の実施に影響は生じない。

以上のことから、本件に係るNHKの認可申請は、外国放送事業者の放送の廃止に伴うものであり、NHKの国際放送に影響があるものではないため、基幹放送局の廃止は適当であると認められ、申請のとおり廃止を認可したい。

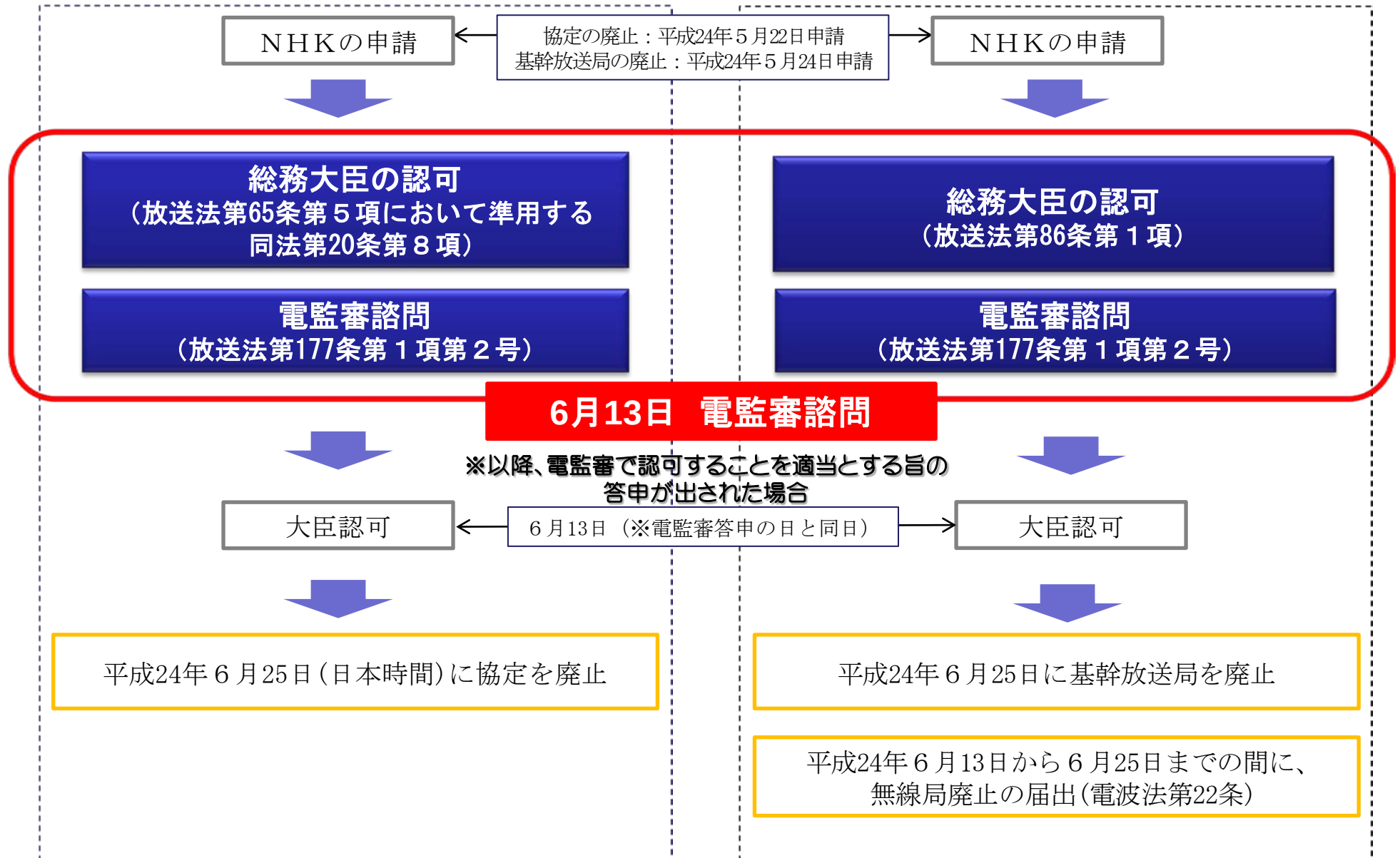
中継国際放送と交換中継放送の実施地域



申請事項と必要な手続等

① 中継国際放送に関する協定の廃止の認可

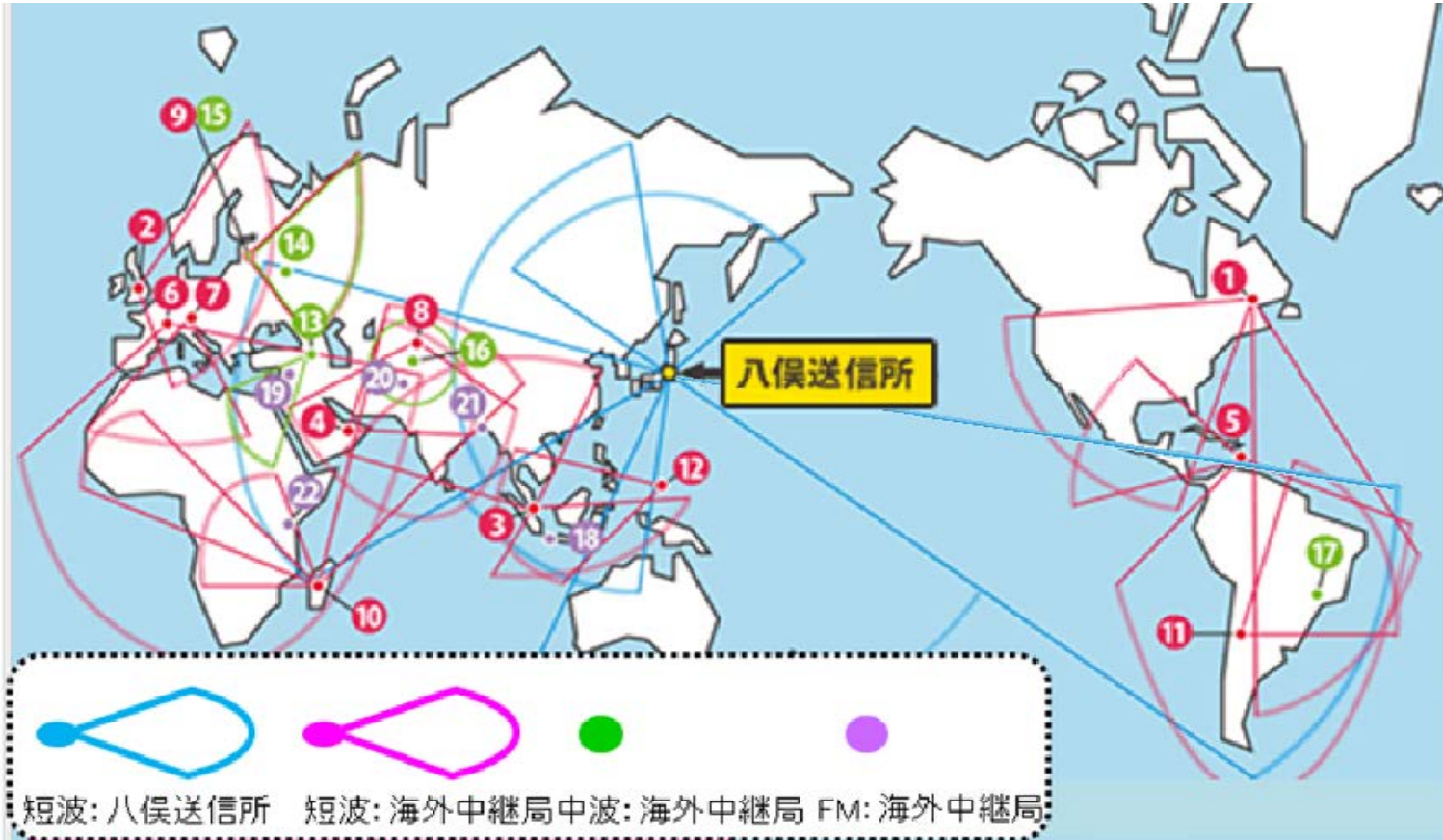
② NHK所属の中継国際放送を行う基幹放送局 (八俣送信所)の廃止の認可



ラジオ国際放送の概要

※平成24年3月末現在

- ・放送時間 1日延べ55時間55分
- ・予算規模 62.5億円(平成24年度NHK予算額)
- ・実施形態 NHKは、自主放送と要請放送(放送法第65条)を併せ、「NHKワールド・ラジオ日本」として放送。
要請放送に係る費用については、放送法第67条の規定に基づき国が負担
(平成24年度予算額9.5億円)。
- ・使用言語 18言語
- ・送信施設 国内送信所(八俣送信所)1か所、海外中継局21か所(うち、サンパウロ中継局は準備中)



短波	① カナダ中継局
	② イギリス中継局
	③ シンガポール中継局
	④ ダバヤ中継局
	⑤ ボネール中継局
	⑥ フランス中継局
	⑦ ドイツ中継局
	⑧ ウズベキスタン中継局
	⑨ リトアニア中継局
	⑩ マダガスカル中継局
	⑪ チリ中継局
	⑫ パラオ中継局
中波	⑬ アルメニア中継局
	⑭ モスクワ中継局
	⑮ リトアニア中継局
	⑯ タジキスタン中継局
	⑰ サンパウロ中継局
FM	⑱ インドネシア中継
	⑲ ヨルダン川西岸中継
	⑳ アフガニスタン中継
	㉑ バングラデシュ中継
	㉒ タンザニア中継

(⑨と⑮は同じ。なお、
⑰サンパウロ中継局は準備中)

参照条文

○放送法(昭和25年法律第132号)

(定義)

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 (略)

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 「中継国際放送」とは、外国放送事業者(外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。)により外国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。

九～二十九 (略)

(目的)

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

二～八 (略)

3～7 (略)

8 第2項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

9～11 (略)

参照条文

○放送法(昭和25年法律第132号)

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2・3 (略)

4 協会は、第1項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第20条第8項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送の休止及び廃止)

第86条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を12時間以上(協会国際衛星放送にあつては、24時間以上)休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

参照条文

○電波法(昭和25年法律第131号)

(無線局の廃止)

第22条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可について
(平成 2 4 年 6 月 1 3 日 諮問第 2 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、根岸係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 8

日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可について

申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号。以下「法」という。）第 2 0 条第 1 0 項の規定に基づき、以下のとおり、法第 2 0 条第 2 項第 8 号の業務の認可申請があった。

項 目	申 請 の 概 要
1 業務の内容	平成 2 4 年 7 月 2 7 日から 8 月 1 2 日まで開催されるオリンピックロンドン大会において、協会及び民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じ、協会のホームページ上で一般に提供。
2 業務を行うことを必要とする理由	協会及び民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じて一般に提供することで、協会のオリンピック放送を補完し視聴者の高い関心・要望に応えるとともに、配信サーバ等への一定の負荷が想定される環境の下で多様な競技映像のライブストリーミングを実施し、画質や安定性等インターネットを通じたコンテンツ配信に関する知見を得ることにより、放送通信連携サービスであるハイブリッドキャストの実用化やその他の通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討等に活用するため。
3 業務の実施計画の概要	① 提供するコンテンツ オリンピックロンドン大会で行われる一部の競技種目の生中継映像。 日本国内での協会及び民間放送事業者による放送計画が決まった後、生中継の放送計画に含まれない競技種目の中から、一日、数種目から 2 0 種目程度を選択。 ② 提供形態 オリンピック放送機構が制作しロンドンの国際放送センターから協会に伝送される生中継の国際映像を、伝送を受けると同時に協会のホームページ上でストリーミング方式で提供。提供に当たってはコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）の利用を基本とし、5 0 0 ～ 9 0 0 kbps程度の画質により提供。なお、あわせて、一部の競技種目については、視聴者の協力を得て、1 ～ 1. 5 Mbps程度の画質による Peer to Peer（P 2 P）方式の配信実験として提供。 ③ 提供規模 オリンピック期間中、延べ 1, 0 0 0 時間程度を想定。

	④ 提供するエリア 日本国内に限定。 ⑤ その他 CDN及びP2P方式の配信において、それぞれ、あるいは比較により、画質、遅延、安定性、配信効率・コスト等について検証・評価。実験による検証・評価の結果については、刊行物等を通じて公表。
4 業務の収支の見込み	・ 支出 0.5億円 ・ 収入 なし（無償で提供）
5 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法	・ 平成24年度収支予算において措置。
6 その他必要な事項	・ 本業務はインターネットによる映像配信を行うものであるが、提供する映像については国内番組基準に準じて適切に管理。

審査

審査の結果は、次の表のとおりであり、申請どおり認可することといたしたい。

審査項目	審査結果
1 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であること (法第20条第2項第8号)	特に必要な業務であると認められる。 (理由) 協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行うこととしており、本業務は、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる。
2 営利を目的としないものであること (法第20条第4項)	協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、本業務は、営利を目的としないものであると認められる。

○ 放送法（昭和25年法律第132号）

（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）。

三～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5～9 （略）

10 協会は、第2項第8号又は第3項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11 （略）

(電波監理審議会への諮問)

第177条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第18条第2項(定款変更の認可)、第20条第8項(第65条第5項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第20条第9項(提供基準の認可)、同条第10項(任意的業務の認可)、第22条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第64条第2項及び第3項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第65条第1項(国際放送等の実施の要請)、第66条第1項(放送に関する研究の実施命令)、第71条第1項(収支予算等の認可)、第85条第1項(放送設備の譲渡等の認可)、第86条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第89条第1項(放送の廃止又は休止の認可)、第93条第1項(基幹放送の業務の認定)、第96条第1項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第97条第1項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第120条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第141条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第156条第1項、第2項若しくは第4項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第159条第1項(認定放送持株会社に関する認定)又は第167条第1項(センターの指定)の規定による処分

三～五 (略)

2 (略)

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の認可申請)

第13条 法第20条第10項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 業務の内容

二 業務を行うことを必要とする理由

三 業務の実施計画の概要

四 業務の収支の見込み

五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

六 その他必要な事項

「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方

1 経緯等

平成24年4月24日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第10項の規定により、同条第2項第8号の業務として、「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請があった。協会からの申請内容、申請に対する総務省の現時点の考え方等は以下のとおりである。

2 申請内容

（1）業務の内容

協会は、平成24年7月27日から8月12日に開催されるオリンピックロンドン大会において、協会及び民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する。

提供の仕方としては、大会期間中、オリンピック放送機構が制作し協会に伝送される生中継の国際映像を、ストリーミング方式で協会のホームページ上で提供する。

また、オリンピックロンドン大会終了後、本業務の実施状況について、画質、遅延、安定性、配信効率・コスト等についての検証・評価を行う。

（2）業務を行うことを必要とする理由

本業務は、協会及び民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じて一般に提供することで、協会のオリンピック放送を補完し視聴者の高い関心・要望に応えるとともに、配信サーバ等への一定の負荷が想定される環境の下で多様な競技映像のライブストリーミングを実施し、画質や安定性等インターネットを通じたコンテンツ配信に関する知見を得ることにより、放送通信連携サービスであるハイブリッドキャストの実用化やその他の通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討等に資するものである。

（3）業務の実施計画の概要

① 提供するコンテンツ

オリンピックロンドン大会で行われる一部の競技種目の生中継映像。

日本国内での協会及び民間放送事業者による放送計画が決まった後、生中継の放送計画に含まれない競技種目の中から、一日、数種目から20種目程度を選択する。

② 提供形態

オリンピック放送機構が制作しロンドンの国際放送センターから協会に伝送される生中継の国際映像を、伝送を受けると同時に協会のホームページ上でストリーミング方式で提供する。提供に当たってはコンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）の利用を基本とし、500～900 kbps程度の画質により提供する。なお、あわせて、一部の競技種目については、視聴者の協力を得て、1～1.5 Mbps程度の画質によるPeer to Peer（P2P）方式の配信実験としての提供も行う。

③ 提供規模

オリンピック期間中、延べ1,000時間程度を想定

④ 提供するエリア

日本国内に限定する。

⑤ その他

CDN及びP2P方式の配信において、それぞれ、あるいは比較により、画質、遅延、安定性、配信効率・コスト等についての検証・評価を行う。実験による検証・評価の結果については、刊行物等を通じて公表する。

（４）業務の収支見込み

支出 0.5億円

収入 なし（無償で提供）

（５）業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

平成24年度収支予算において措置

（６）その他必要な事項

本業務はインターネットによる映像配信を行うものであるが、提供する映像については国内番組基準に準じた適切な管理を行う。

3 現時点における総務省の考え方

（１）基本的な考え方

オリンピック大会のように、国民的な関心が非常に高い事象に係る映像を協会が国民・視聴者に対して最大限放送し、国民の情報ニーズに応えることは、協会の目的にかなうものである。このため、これまでも、協会は、地上放送及びBS放送により、可能な限りオリンピックの競技映像を放送してきたところであるが、今回のロンドン大会は26競技・302種目の競技種目が実施される予定であり、放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況となっている。

今回、申請のあった業務は、国内で放送されない競技種目の映像をインターネット経由で提供しようとするものであるが、オリンピックロンドン大会に係る協会の放送を補完するとともに、放送する競技種目と一体として受信料財源で調達されたオリンピックロンドン大会の映像の有効活用にも資するものであると考えられる。また、協会は、本業務を行うことでハイブリッドキャスト等、将来の実用化が期待される新たな放送通信連携サービスの技術的検討に反映させたいとしており、放送の進歩発達にも資するものであると考えられる。

さらに、本業務の実施に係る費用については、インターネットによる配信に関して、コンテンツに係る追加的な費用は発生しないものであり、ネットワークの調達等に係る費用についても、5,000万円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。また、協会は、当該コンテンツを無償で提供することとしており、営利を目的とするものにはあたらない。

本業務は、オリンピックロンドン大会の開催期間中の約2週間の期間限定のものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられる。

(2) 放送法上の整理

放送法第20条第2項第8号は、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」を規定している。本業務について、協会からは「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請されたところであるが、上記(1)のとおり、協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行うこととしており、本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められる。

なお、本業務を実施することが、協会の目的にかなうものであること、著しく多額の費用を要するものではないこと、及び営利を目的とするものではないことは上記(1)で言及したとおりである。

「日本放送協会の『オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務』の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象

「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方（別紙 1）

(2) 意見募集期間

平成 24 年 5 月 3 日(木)～平成 24 年 6 月 1 日(金)

(3) 意見提出者

法人等： 6 件

一般社団法人日本民間放送連盟、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人日本新聞協会、
TBS テレビ株式会社、ヤフー株式会社、読賣テレビ放送株式会社

個 人： 25 件

2. 提出された意見

番号	提出者	該当箇所	提出された意見
1	個人	—	消費税の逆進性から意見があります。NHKは税金から運営できませんか。通信事業の拡充からどこでも受信できる体制を整えるのに税金を使うべきかと思います。ワンセグよりも地デジで移動体受信出来る体制を整える事が重要かと思います。視聴者が増えますし、海外から参加したいテレビ局も居られるかと思います。地デジを世界に開放しては如何でしょうか。今の千チャンネルが足りないなら拡充すべきかと思います。宜しく願い致します。

2	個人	—	本件業務は、放送及びその受信の進歩発達に「特に必要な」業務とまでは、認められず、認可すべきでないと思います。 確かに、本件業務は、視聴者の要望に応えるものであるかもしれませんが、しかし、だからといって競技の生中継をインターネットで配信するだけでは、「放送及びその受信の進歩発達」には、関係ありません。 このため、本件業務は、放送等の試験を兼ねることを申請理由としています。しかし、放送等の試験を行いたいのであれば、法第20条第1項第3号の業務として行えば足り、第8号の業務として行うことが「特に必要」であるとは、いえないと思います。 その上、生放送が行われない競技であっても、録画放送を利用した民間放送業者のニュース番組や新聞等の報道等は、行われると思われます。このため、本件業務は、これらの報道等を不当に圧迫するおそれがあると思います。 更に、民間放送事業者が生放送を行わなくても、そのほかの事業者が競技の生中継をインターネット配信する事業を行う可能性もあり得ます。このため、本件業務は、このような事業の発展を阻害するおそれが大きいと思います。したがって、少なくとも、本件業務の対象を「放送」計画に含まれないものとするだけでは不十分であり、インターネット配信の予定にも含まれないものとするべきだと思います。 よって、上記のとおり、本件業務は、「特に必要な」業務とはいえず、認可すべきでないと思います。
3	個人	—	NHKによるロンドンオリンピック一部競技のインターネット中継に賛成します。 2011年3月の震災時、ニコニコ動画を通じてNHKがニュース等報道番組をインターネット中継していましたが、非常に役に立ちました。普段PCの前にいることが多くTVの前に行く回数が少なくなっている方も多くなっていると思われます。オリンピックだけでなく普段の放送、ライブラリーの公開も含め受信料を組み立てていかれますようNHKに期待します。オリンピックはそのきっかけになればと思います。
4	個人	—	一般に対して提供するというのは、受信料を支払っているものとそうでないものの間に多大な不公平を生む可能性がある。受信料をきちんと支払っている視聴者に対するサービスの一環として、正規の受信者としての認証を経て視聴可能とするべきであり、そのための実証試験を含むべきである。 また、インターネットを通して提供するにあたって、受信装置がパソコンであれ、スマートフ

			オンであれ、視聴可能なプラットフォームを特定のOSに制限してはならない。少なくとも市場において10%程度のシェアを持つプラットフォームには対応すべきである。
5	個人	—	インターネットの情報は、電波ではありません。これを電波法で扱うのは無理です。 そもそも国民の受信料で行っている事業にもかかわらず、インターネットは世界中に繋がっていますので、受信料を払って いない人に行われるサービスなので、絶対に行ってはいけないサービスです。NHKがどうしてもインターネットで放送を行うということであれば、電波事業の停止が前提です。つまり、NHK廃止が前提です。これからは、一民間企業として、自分でお金を稼いで、まともな民間企業となって、行っていっていくべきです。 そもそも、NHKが必要とされる時代は、とっくに終わっています。最近では無料の民放の番組のほうが、はるかに優秀です。国民の間では、低レベルで、ほとんど見てもいないNHKに高い受信料を払わされている不満が、くすぶっています。無料の民放放送で十分ですし、最近ではNHKが民放のまねをした番組が横行しているというのが現実です。 これを機会に、NHKを廃止し、国民負担を減らすべきではないでしょうか。国税を一切使わなくても、景気対策にも、貢献できます。
6	個人	—	NHKって韓国韓国うるさいのですが。特にMUSIC JAPANという歌番組とか、公式雑誌のステラに韓国人が多すぎます。ひょっとしてNHK職員って在日韓国人、もしくは帰化人だらけなのではないでしょうか？ また、ニュース番組では必ず不自然な形で韓国を入れます。例えば5月2日には「韓国で交通事故が発生。2人死亡」とか、今日は「韓国のカラオケ店で火災。客が死亡」とか。去年は「韓国で白菜が不作。キムチづくりに影響が」とかいう意味不明なニュースもありました。 そして、K-POPアイドルや韓国ドラマの宣伝を行います。例えば（2012年1月13日『あさイチ』という番組でチャンゴンソク主演の「きみはペット」を「いち押し」のドラマとして紹介し、揚句には「是非観て下さいね」と紹介する有様。ちなみに「きみはペット」はロッテエンターテインメントの制作ですが、広告費的な物でも貰っているのでしょうか？NHKは。 いずれにしてもおかしすぎます。国鉄、日本電電で行った通り、NHKは一回解体してください。もはや韓国の放送局になっているのですから。
7	個人	—	チューナー搭載パソコンはともかくインターネットにつながってるパソコンまで放送受信機能があると判断されなければ賛成ですが受信料徴収の足がかりとするのなら大反対です。

8	個人	—	そもそもNHK設立時に無線放送により全国にあまねく放送を行き渡らせる使命のため、独自の送信設備を設置して業務を運営するから受信料を独占的に享受しているのではないか。NHKのインターネット放送は本末転倒であり、これを既成事実としてインターネットに同時放送し、インターネットにつながるコンピュータに対して受信料を発生させる布石とするのは本末転倒であり、絶対に認められるものではない。また民間放送業務を圧迫する。 放送法の放送の定義が無線から電気通信に変更されたが、インターネット同時放送を行いコンピュータに受信料を発生させるものではない。コンピュータは、そもそも放送の受信を目的としない受信設備であることが明らかであり、NHKのインターネット同時放送は受信契約を伴わないことを総務省が明示すべきである。 スクランブル技術によりNHKと契約した世帯のみがNHKの放送を受信できるようにすれば不公平や問題を解決できると思われる。しかしグレーのままインターネット同時放送は許可すべきではない。 NHKは無線放送によりあまねく放送を行き渡らせるのであり、NHKのインターネット同時放送は不必要である。
9	個人	—	NHKがインターネットに進出すること自体に反対です。 NHKがインターネットに放送を流して「NHKと契約させられて受信料を請求される」流れになっては嫌過ぎますので。NHKがBSや地デジで「スクランブルを導入」して、NHKを利用する家庭にのみ受信料を請求するというなら話は判るのですが、それをせずに「NHKみられる設備があるならNHK見なくても金払え！」などとのたまっている現状では・・・インターネットに放送を流す事によってネット利用者からも受信料を巻き上げるための布石にしか見えませんので。
10	個人	—	どうせなら一部ではなく実験的に全部をインターネットストリーミング放送してみたらどうか。私の場合は現時点で既に、地デジを地上波では受信出来なくなっていることもあり、視聴をインターネット経由で出来れば幸いと考える。
11	個人	—	まず、NHKが従来の放送波だけでなく、インターネットを通じて番組を配信することは、現行の放送法の規定上、認められないことであり、法令遵守の観点からも大きな問題がある。 しかしながら、グローバルなメディア環境の変化や国民へのインターネットの普及度を鑑みれば、「ロンドン五輪」という世界的な関心事の生中継を、NHKがインターネットを通じても視聴できるようにすることは、一般国民の利益に反するものではない。

			ただ、今回の事例をきっかけに、今後もNHKがなし崩し的にインターネットによる番組の配信実績を作り、それに乗じて近い将来、インターネットに接続できる環境にあるというだけで、TV受像機を所有していない世帯や事業所に対してまで、NHKとの契約義務を課すことを可能とするような制度変更を行う可能性があるなら、話は全く別である。 仮に、今回の「ロンドン五輪のネット配信」が、インターネットユーザーを現行の放送法64条が規定する「協会の放送が受信可能な受信設備を設置した者」と同様にみなして、NHK受信料の一律課金対象に含めることを正当化するための「既成事実化」の手段として使われるのあれば、それは国民に対する重大な背信行為である。 したがって、「ネット接続者への一律的な受信料課金」が、未来永劫行われぬという確約がなされない限りは、放送法の規定に違反する疑いが極めて強い、NHKの「オリンピックの生中継映像をインターネットを通じて配信する事業」を総務省が認可することは許されないことだと考える。
1 2	個人	—	NHKがやる意味はない。国内全域へ同じ情報を遅れるほどネット経由のラインはできあがっているモノではなく、まだまだ成長途上だ。
1 3	個人	—	今回の件もそうですが、政府機関の関係する動画、画像、音楽などの立ち位置は、現代のインターネットおよびソーシャルメディアとはかけ離れていると考えております。その差を縮めるべく、有料・無料関係なく、今回のような試みは進んで実行されるべき案件だと考えます。 是非、この案件の実現をお願いいたします。
1 4	個人	—	本件はNHKによる「放送法」の勝手な拡大解釈と言わざるを得ないので、断固反対します。 理由：現在の「放送法」には、NHKのインターネット事業に対する明確な規定がなく、「オリンピック中継だから」「無料だから」と、インターネット事業を拡大する事は、際限のない「放送法」の拡大解釈につながり、また、その道を開く事になります。「事業の既成事実化を根拠に、その先の法整備をする」では、順序が逆です。新規事業を拡大するなら、まず将来の展望を含めて「法整備」を先にするのが、筋と言えます。そのために、監督官庁の「総務省」があるのです。後追いで、NHKを追認するだけなら「総務省」の意味はありません。
1 5	個人	—	ネット回線の受信料請求の布石にオリンピックまで利用するとは。東電と同様に性根を叩き直す必要あります。民放と変わらないnhkなど必要ありませんし他にやるべき事があるはずです。
1 6	個人	—	賛成。
1 7	個人	—	(意見 1 1 と同意見)

18	個人	—	(意見11と同意見)
19	個人	—	日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」は放送法第20条第2項第8号に定める、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」には全く該当しない。 また、本業務について、協会は「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請したとのことであるが、上記のとおり、「協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行う」というのは、協会の全くの詭弁であり、絶対に認められない。本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると全く認められない。協会の目的は、将来インターネットにも不当な受信料の課金を目指す、意図が伺えるものであり、日本放送協会の設立の目的からも大きく逸脱するものである。このような不当な試みを断固として禁止するとともに、鹿児島で発生したNHK委託職員によるBS契約書偽造事件にみられるNHKの受信料徴収至上主義を改めさせることが最も国民の為に重要な政策と思う。そのために、地上波、衛星波全てのNHK放送にスクランブルを掛け、受信契約は視聴者自らが申し込む形態に改め、NHK委託職員による勧誘を全廃して、BS契約書偽造を阻止するとともに、NHK委託職員による勧誘に掛かる経費を削減して、受信料値下げの原資とすべきである。
20	個人	—	基本的には、反対です。現在の受信料について、ワンセグ携帯を含む受像機を設置している場合は視聴していなくても支払い対象となる事から、今回の施策はパソコンを所有している場合も受信料の支払い対象と拡大する為の物と思えてなりません。ご存知の通り、地デジ化対応テレビはユニークな番号を持つカードにより映像視聴の可否が操作可能です。ガス水道等と同様に受信料未払いであれば電波を止めるという方式に変更しなかった事が殊更疑いを深めます。 そもそも、NHKはテレビ放送創成期におけるリーダー的存在でしたが、その主な目的は既に達成されているばかりか、外国資本等の参入により人心を惑わす悪しき存在と成り果てています。NHKは取り潰すなり分割民営化するなりが適当だと思いますので実施かたよくお願いします。 なお、オリンピックには間に合わない事と思われますので、(1)映像ファイルをダウンロード可能とすること。(2)その映像ファイルをYouTube等への自由なアップロードを可能とすること。(3)海外からの視聴及びダウンロードも可能とすること。を暫定措置として要望致します。
21	個人	—	現行の放送法の限り認めるべきでない。 何故ならば、NHKは放送法を拡大解釈し、NHKの放送を受信可能な設備を有すれば受信契約をし

			なければならないと主張しているからである。そのような主張をする事業者がインターネットに放送を流せば、インターネットに繋がる設備を有すれば受信契約をしなければならないと主張するに違いない。現在、インターネットはNHKと全く関係無く成立しているのであり、インターネットのユーザに受信契約の義務が発生するとNHKが主張するとすれば著しく公正を損なうと言わざるを得ない。
2 2	個人	—	国際大会に出場する日本人選手の姿をより多くの日本国民に伝えるたためにも、ぜひインターネット中継を行なって欲しいです。世界で戦う日本人選手の姿をインターネットを通してみたいです。
2 3	個人	—	これまでの教育分野におけるストリーム系コンテンツのP2P配信でNHKは実績を作ってきている。近い将来に我が国でも実現しなければならない我が国において、本格的なテレビ放送のインターネット同時再送信においてネットワーク負荷を下げる取り組みを、公共放送機関が率先して行うことには大きな意義がある。民間放送を先導・率先するNHKでなければならない。 一方、P2Pには様々な手法があり、既にグローバルな市場に投入されており、NHKは自社開発の方式に拘泥するべきではない。安定的でセキュリティが高く、グローバル性を持った、経済的な方式の採用に向けて、複数の方式での実験・評価を行うべきである。 コスト負担の大きなCDN(Content Delivery Network)に依存することなく、あるいは、共存する形で、よりコスト負担の小さい安価なP2P方式を検討することが、コスト削減とグローバルな競争力の獲得に貢献するものと考えられる。さらに、複数のP2P方式を使いこなす手法を検討することは、今後の大規模災害の際にインターネットでの災害報道の同時再送信に必ず役立つことであり、特定のCDNに頼らない多様性と冗長性をもったネットワーク運用体制の確立に積極的に取り組むべきである。
2 4	一般社団法人日本民間放送連盟	全般	(1) 基本的な考え方 NHKがインターネット業務に用いるコンテンツは「既放送番組等」(放送法第20条第2項第2号)に限定されており、NHKは原則として未放送(放送と同時を含む)の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することはできません。NHKの業務は放送法で規定されており、受信料財源で運営されていることから、いわゆる「附帯業務」(放送法第20条第2項第5号)や「特認業務」(同第20条第2項第8号)の範囲や解釈を安易に拡大することは慎むべきものと考えます。その意味において、今回の認可申請に関し、意見募集が行われたことは適切であると考えます。

		3 現時点における総務省の考え方	・ NHKと民放事業者は連携し、自らの放送等を通じてオリンピック大会を国民・視聴者に広く届け伝えるために注力しています。NHKは、放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることから、言うまでもなくNHKの必須業務である地上放送、BS放送でオリンピック放送を行うことが優先されるべきと考えます。 ・ NHKが認可申請したロンドン大会におけるライブストリーミング業務（以下、本業務）は、放送番組のインターネット同時配信（以下、ネット同時配信）とはまったく性格が異なるサービスです。NHKのネット同時配信構想の詳細は明らかではありませんが、民放連は「受信料支払いにおける公平感の確保」「受信料制度など現行の放送制度との整合」などの観点から、同構想に対し強い懸念を表明してきたところです。本業務が実施されるとしても、そのことはNHKがネット同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。 （２）本業務の認可申請に対する総務省の考え方について ・ 「（１）基本的な考え方」を前提としたうえで、今回の申請内容は「オリンピック放送の補完」が目的で、かつ、あくまで今回のロンドン大会の放送および期間内に限定した特別な取り組みであることから、「通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討等に資するもの」との理由は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」（放送法第20条第２項第８号）の趣旨に合致するものと考えます。したがって、『協会が本業務を実施することは、適当である』『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる』とする「総務省の考え方」の結論は妥当であると考えます。 ・ 本業務を認可する場合には、①あくまでロンドン大会の放送およびその期間内に限定したものであること、②本業務の対象はNHKおよび民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目であることを認可証等に明記し、申請内容どおりの実施を担保するよう要望します。あわせて、受信料財源により実施される「新たな放送サービスの技術的検討等」の結果および本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページ等で公表することを要望します。
25	個人	3（１）基本的な考え方	「放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況」とのことですが、現時点の協会および民放各局の地上放送およびBS放送による放送計画はマルチチャンネル放送等も活用した、稠密なものとなっているでしょう。 協会が実施しようとしているインターネット配信の形式が不明でありどのような機器で視聴できるのか分かりかねますが、インターネットを通じた映像配信は、少なくとも現時点では国民が保有するすべてのテレビが視聴に対応しているわけではなく地上放送およびBS放送に比べて視

		3 (2) 放送法上の整理	聴できない国民も多くなります。 また、予約録画等の手段が提供されておらず、タイムシフト視聴することも困難です。 協会のインターネット配信を認可する前に、協会および民放各局に対し、マルチチャンネル放送等を利用し可能な限り地上放送およびBS放送を通じて中継するよう、いま一度放送計画の見直しを促すことが必要と考えます。ましてや協会がインターネット配信することや実験結果の収集を理由として地上放送やBS放送の機会が減ることがあってはなりません。 望ましくはすべての中継映像を地上放送およびBS放送で提供しつつ、その一部を同時にインターネット配信でも提供し技術的検討を実施することではないでしょうか。 協会がインターネット配信を実施すること自体には賛同しますが、協会および民放各局の地上放送およびBS放送で稠密な放送計画が履行されることが条件です。 協会によるインターネット配信が制度として放送法に背くものでない点は同意します。 しかしながら協会に独占的かつ積極的なインターネット配信を許諾する根拠とはならないものと理解します。追加の費用を要する業務である限り、金額の多少にかかわらず、抑制的に実施されるべきと考えます。 ニコニコ動画、Ustream等、既にインターネットを通じた生中継を日常的に実施している事業者もあり、協会によるインターネット配信は、たとえ実験的なものであってもそれらの事業者と公平に実施されるべきではないでしょうか。 協会にインターネット配信を認可するに際しては、国内のオリンピック放送を共同制作するジャパンコンソーシアムに対し、協会および民放各局以外のインターネット配信専門の事業者に対してもオリンピック映像の提供を開放するよう促す必要があると考えます。
2 6	日本テレビ放送網株式会社	1 経緯等 2 申請内容（2）業務を行うことを必要とする理由 2 申請内容（3）業務の実施計画の概要 3 現時点における総務省の考	本業務は放送法20条2項8号の特認業務にあたるものであり、今回認可申請があったことは当然である。前回バンクーバー五輪のときのように無認可のままこのような業務が行われる事が間違ってもないよう、今後も厳に注意されたい。 本業務は通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討に資するものということで必要とされている。ただし、本業務が受信料財源で運営されている以上、その実施状況についての検証・評価は刊行物のみならずホームページを含め積極的に公表されていくことを強く要望する。 言うまでもなく、NHKは放送局であり、地上テレビ放送二波、BSテレビ放送二波という多くの電波を持っている。従って、これら電波媒体を最大限活用するのが本筋であって、安易にインターネット媒体での配信を行うべきではない。加えて配信期間や配信媒体も最小限とすべきであ

		え方 3 現時点における総務省の考え方 2 申請内容（５）業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法 3 現時点における総務省の考え方	る。また、本業務によって、NHK及びそのグループ会社が広告収入や有料課金収入、番組販売収入などを上げることは間違っても行われてはならない。さらに、民放において生中継されない競技であっても、録画中継などが行われる競技については、NHKがライブストリーミング配信を行うことは原則反対である。これらはNHKの肥大化及び民業の圧迫を防ぎ、二元体制を維持するために必要である。 本業務は、放送番組の同時配信と全く異なるサービスであり、あくまで実験的な要素を含む特認業務である。よって、本業務をもって同時配信の前例としてはならない。認可証等には、本業務と同時配信とは全く別の議論であることを明記して頂きたい。 本業務にかかわる5000万円の費用を著しく多額ではない、とするかは見方により異なるが、いずれにせよ受信料を財源としているものであり、見込みだけでなくその結果及びその明細も公表することを要望する。
27	個人	さらに、本業務の実施に係る費用については、インターネットによる配信に関して、コンテンツに係る追加的な費用は発生しないものであり、ネットワークの調達等に係る費用についても、5,000万円と見込まれているように、著しく多額とは認められない。	協会の予算から考えれば5000万円という費用は著しく多額ではないのかも知れないが、それらのお金が裁判まで起こして集められたお金だということを考えれば著しく多額である。 費用が新たに必要なのであれば、競技ごとにどれだけのニーズがあるのか、またどれだけの視聴率がとれるのかを市場調査してから必要な資金は有料放送（インターネットによる配信）として回収することを考えるべきである。
28	一般社団法人日本新聞協会	—	日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した標記考え方に対して、下記の意見を述べる。 かねて指摘してきたとおり、テレビ設置世帯から徴収した受信料で成立する公共放送・NHKが行う業務は、放送に限定されるべきである。インターネット事業は放送の補完にとどめるべきで、その無制限の拡大はメディアの多様性、多元性、地域性と、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねない考える。 今回、NHKがバンクーバー五輪に引き続きロンドン五輪で行うインターネットでの生中継映像

			提供は、メディア開発委員会が懸念してきたNHKによるインターネットでの同時同報送信とは別のライブストリーミングである。また、あくまで同五輪の放送計画に含まれない一部の競技種目を対象に、期間中約2週間限定で行うものであることから、今回の総務省の考え方には反対しない。 ただし、今回の業務を放送法20条2項8号の「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として総務省が認めるのであれば、業務実施後にアクセス数や費用、効果等について検証・評価を行い、詳細な報告を視聴者・国民に対して公表すべきである。 また、NHKが今後、他のインターネットサービスを実施しようとするものがあっても、それが「特に必要な業務」として、安易に認められることがないように求める。
29	株式会社TBSテレビ	3. 現時点における総務省の考え方	NHKが受信料に拠って獲得したコンテンツは本来放送法第15条に定められているとおり、地上放送、BS放送等の基幹放送での活用を最優先とすべきである。また、NHKのインターネット配信についても放送法第20条第2項第2号に定められた「既存放送番組等」限定されており、それを逸脱することがあってはならない。しかし、今回のロンドンオリンピック中継映像の提供に関しては、民間放送およびNHKの生中継の放送計画に含まれない一部の競技を限定された期間内で非営利且つ無料サービスとして行なうものである。したがって、放送法第20条第2項第8号「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」としての申請についてはあくまで特例的措置と見て取れることから、今回総務省が「適当」とする見解は妥当なものといえる。ただし、受信料財源で行なう「通信技術を利用した新たなサービスの技術的検討および実証のための実験」を目的としていることから、それに係る費用および実験結果を踏まえたデータ等の詳細を開示するよう求める。
30	ヤフー株式会社	3 現時点における総務省の考え方 (1) 基本的な考え方 本業務は、オリンピックロンドン大会の開催期間中の約2週間の期間限定のものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、協会が本業務を実施することは、適当であると考えられ	「「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方」において提示されている総務省の基本的な考え方に賛成します。26競技・302種目の競技種目の全てを放送だけで国民に届けることは困難ですので、インターネットを活用して配信し、安価なコストで国民の情報ニーズに応えることは肝要なことであると考えます。 さらに、より多くの視聴者の目にとまるよう、NHKに限らずより多くの民間事業者がインターネットを活用してオリンピックの競技映像を配信できるようにするための仕組み作りを検討していく必要があると考えます。情報通信技術の発達により、インターネットを通じてテレビ放送と比べても遜色のない画質で映像を配信することが可能となっております。多くの国民がオリン

		る。	ピックの競技映像に接触できるようになることは、競技者や関係者のモチベーションの向上や競技水準の向上にも繋がります。配信することができる事業者を増やすことによって、放映権の一事業者にかかる負担を軽減することも期待できます。
3 1	讀賣テレビ放送株式会社	2 申請内容 及び 3 現時点における総務省の考え方	◆ NHKが受信料を財源に制作、購入した番組（コンテンツ）をインターネットで同時配信することは、放送法に規定されたNHKの本来の役割を逸脱し、受信料制度とも大きく整合性を欠くものです。 また、NHKの肥大化と民業圧迫も招くことから、NHKのインターネット同時配信には、これまで繰り返し懸念を表明し、反対してきたところです。 ◆ 翻って、今回のNHKの申請内容は、国内で放送しない競技種目のみに限定して、ストリーミング方式により国内に限定して提供するとされており、上述のインターネット同時配信とは異なるものです。 ◆ 従って、オリンピックが国民の関心が非常に高いイベントであり、競技の視聴機会をより多く提供すべきという理由等も考慮され、特例として認可される場合でも、あくまで今回限りとし、インターネット同時配信の前例とならないよう、その旨を明記すべきと考えます。 ◆ また、番組（コンテンツ）の提供はまず、NHKが多数保有する地上波とBS波を使って、放送で行うことを最大限に優先させるべきであり、オリンピック期間中を通して毎日20種目程度という今回の計画内容を精査し、認可に際しては、必要最低限に絞り込むことが必要と考えます。 ◆ 更に、特例として認可する場合でも、今回のインターネットによる提供に係わる業務は、番組アーカイブ業務と規定し、経理区分としては受信料勘定ではなく、番組アーカイブ勘定とすべきと考えます。 今回、番組（コンテンツ）調達が放送とインターネット利用と一体で行われ、それぞれの区分が困難であるとしても、少なくともインターネットでの提供に要する5000万円の支出は番組アーカイブ業務の勘定とすべきと考えます。

意見募集に提出された意見とそれに対する総務省の考え方

【目 次】

1. 総務省の考え方に肯定的な意見	1
2. 総務省の考え方に否定的な意見	3
3. 行政手続に関する意見	4
4. 本業務の態様等に関する意見	5
5. 本業務に係る情報開示に関する意見	7
6. 本業務の経理等に関する意見	8
7. オリンピックの競技映像を配信する権利に関する意見	9
8. 協会が行うインターネット関連業務に関する意見	9
9. 本業務と協会の受信料との関係に関する意見	11
10. その他	13

1. 総務省の考え方に肯定的な意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見 1－1】「(1) 基本的な考え方」を前提としたうえで、今回の申請内容は「オリンピック放送の補完」が目的で、かつ、あくまで今回のロンドン大会の放送および期間内に限定した特別な取り組みであることから、「通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討等に資するもの」との理由は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」（放送法第 20 条第 2 項第 8 号）の趣旨に合致するものと考えます。したがって、『協会が本業務を実施することは、適当である』『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる』とする「総務省の考え方」の結論は妥当であると考えます。（一般社団法人日本民間放送連盟）	・総務省の考え方に肯定的なご意見として承ります。
【意見 1－2】今回、NHK がバンクーバー五輪に引き続きロンドン五輪で行うインターネット	（同上）

での生中継映像提供は、メディア開発委員会が懸念してきた NHK によるインターネットでの同時同報送信とは別のライブストリーミングである。また、あくまで同五輪の放送計画に含まれない一部の競技種目を対象に、期間中約 2 週間限定で行うものであることから、今回の総務省の考え方には反対しない。（一般社団法人日本新聞協会）	
【意見 1-3】NHK が受信料に拠って獲得したコンテンツは本来放送法第 15 条に定められているとおり、地上放送、BS 放送等の基幹放送での活用を最優先とすべきである。また、NHK のインターネット配信についても放送法第 20 条第 2 項第 2 号に定められた「既存放送番組等」限定されており、それを逸脱することがあってはならない。しかし、今回のロンドンオリンピック中継映像の提供に関しては、民間放送および NHK の生中継の放送計画に含まれない一部の競技を限定された期間内で非営利且つ無料サービスとして行なうものである。したがって、放送法第 20 条第 2 項第 8 号「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」としての申請についてはあくまで特例的措施と見て取れることから、今回総務省が「適当」とする見解は妥当なものといえる。（株式会社 TBS テレビ）	(同上)
【意見 1-4】「「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方」において提示されている総務省の基本的な考え方に賛成します。26 競技・302 種目の競技種目の全てを放送だけで国民に届けることは困難ですので、インターネットを活用して配信し、安価なコストで国民の情報ニーズに応えることは肝要なことであると考えます。（ヤフー株式会社）	(同上)
【意見 1-5】NHK によるロンドンオリンピック一部競技のインターネット中継に賛成します。2011 年 3 月の震災時、ニコニコ動画を通じて NHK がニュース等報道番組をインターネット中継していましたが、非常に役に立ちました。普段 PC の前にいることが多く TV の前に行く回数が少なくなっている方も多くなっていると思われます。オリンピックだけでなく普段の放送、ライブラリーの公開も含め受信料を組み立てていかれますよう NHK に期待します。オリンピックはそのきっかけになればと思います。（個人 3）	(同上)
【意見 1-6】今回の件もそうですが、政府機関の関係する動画、画像、音楽などの立ち位置は、現代のインターネットおよびソーシャルメディアとはかけ離れていると考えております。その差を縮めるべく、有料・無料関係なく、今回のような試みは進んで実行されるべき案件だと考えます。是非、この案件の実現をお願いいたします。（個人 13）	(同上)

【意見１－７】賛成。（個人１６）	（同上）
【意見１－８】国際大会に出場する日本人選手の姿をより多くの日本国民に伝えるためにも、ぜひインターネット中継を行なって欲しいです。世界で戦う日本人選手の姿をインターネットを通してみたいです。（個人２２）	（同上）

２．総務省の考え方に否定的な意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見２－１】本件業務は、放送及びその受信の進歩発達に「特に必要な」業務とまでは、認められず、認可するべきでないと思います。確かに、本件業務は、視聴者の要望に応えるものであるかもしれませんが、しかし、だからといって競技の生中継をインターネットで配信するだけでは、「放送及びその受信の進歩発達」には、関係ありません。このため、本件業務は、放送等の試験を兼ねることを申請理由としています。しかし、放送等の試験を行いたいのであれば、法第２０条第１項第３号の業務として行えば足り、第８号の業務として行うことが「特に必要」であるとは、いえないと思います。その上、生放送が行われない競技であっても、録画放送を利用した民間放送業者のニュース番組や新聞等の報道等は、行われると思われます。このため、本件業務は、これらの報道等を不当に圧迫するおそれがあると思います。更に、民間放送事業者が生放送を行わなくても、そのほかの事業者が競技の生中継をインターネット配信する事業を行う可能性もあり得ます。このため、本件業務は、このような事業の発展を阻害するおそれが大きいと思います。したがって、少なくとも、本件業務の対象を「放送」計画に含まれないものとするだけでは不十分であり、インターネット配信の予定にも含まれないものとするべきだと思います。よって、上記のとおり、本件業務は、「特に必要な」業務とはいえ、認可するべきでないと思います。（個人２）	・協会は、本業務を実施することにより、配信サーバ等への一定の負荷が想定される環境の下で競技映像を配信し、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行うこととしており、本業務は放送法第２０条第２項第８号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められるものです。なお、他の事業者との関係については、本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。
【意見２－２】NHK がやる意味はない。国内全域へ同じ情報を遅れるほどネット経由のラインはできあがっているモノではなく、まだまだ成長途上だ。（個人１２）	・本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、放送法第２０条第２項第８号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」である

	と認められるものです。
【意見 2-3】本件は NHK による「放送法」の勝手な拡大解釈と言わざるを得ないので、断固反対します。理由：現在の「放送法」には、NHK のインターネット事業に対する明確な規定がなく、「オリンピック中継だから」「無料だから」と、インターネット事業を拡大する事は、際限のない「放送法」の拡大解釈につながり、また、その道を開く事になります。「事業の既成事実化を根拠に、その先の法整備をする」では、順序が逆です。新規事業を拡大するなら、まず将来の展望を含めて「法整備」を先にするのが、筋と言えます。そのために、監督官庁の「総務省」があるのです。後追いで、NHK を追認するだけなら「総務省」の意味はありません。（個人 14）	（同上）
【意見 2-4】日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」は放送法第 20 条第 2 項第 8 号に定める、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」には全く該当しない。また、本業務について、協会は「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請したとのことであるが、上記のとおり、「協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行う」というのは、協会の全くの詭弁であり、絶対に認められない。本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると全く認められない。（個人 19）	（同上）

3. 行政手続に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見 3-1】NHK がインターネット業務に用いるコンテンツは「既放送番組等」（放送法第 20 条第 2 項第 2 号）に限定されており、NHK は原則として未放送（放送と同時に含む）の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することはできません。NHK の業務は放送法で規定されており、受信料財源で運営されていることから、いわゆる「附帯業務」（放送法第 20 条第 2 項第 5 号）や「特認業務」（同第 20 条第 2 項第 8 号）の範囲や解釈を安易に拡大	・ 本件は、協会からの申請内容や近年のメディア環境等を踏まえ、行政手続の透明性を確保する観点から、総務省において任意の意見募集として実施したものです。

することは慎むべきものと考えます。その意味において、今回の認可申請に関し、意見募集が行われたことは適切であると考えます。(一般社団法人日本民間放送連盟)	
【意見３－２】本業務は放送法 20 条 2 項 8 号の特認業務にあたるものであり、今回認可申請があったことは当然である。前回バンクーバー五輪のときのように無認可のままこのような業務が行われる事が間違ってもないよう、今後も厳に注意されたい。(日本テレビ放送網株式会社)	・協会による放送法第 20 条第 2 項第 8 号に規定する業務の認可申請に関するご意見と承ります。なお、バンクーバー五輪に係るご指摘については、協会が総務大臣の認可を要しない業務として実施したものと承知しています。

4. 本業務の態様等に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見４－１】本業務を認可する場合には、①あくまでロンドン大会の放送およびその期間内に限定したものであること、②本業務の対象はＮＨＫおよび民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目であることを認可証等に明記し、申請内容どおりの実施を担保するよう要望します。(一般社団法人日本民間放送連盟)	・協会から提出された申請書においては、本業務の内容について、「オリンピックロンドン大会において、協会及び民間放送による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する」と記載されており、本業務の認可の効力は、申請された内容の業務に限定されるものです。
【意見４－２】また、番組(コンテンツ)の提供はまず、ＮＨＫが多数保有する地上波とＢＳ波を使って、放送で行うことを最大限に優先させるべきであり、オリンピック期間中を通して毎日 20 種目程度という今回の計画内容を精査し、認可に際しては、必要最低限に絞り込むことが必要と考えます。(讀賣テレビ放送株式会社)	・協会は放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、オリンピックの競技についても、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されるものと考えます。また、本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。
【意見４－３】一般に対して提供するというのは、受信料を支払っているものとそうでないも	・本業務は協会における新たな放送通信連携サ

のとの間に多大な不公平を生む可能性がある。受信料をきちんと支払っている視聴者に対するサービスの一環として、正規の受信者としての認証を経て視聴可能とするべきであり、そのための実証試験を含むべきである。また、インターネットを通して提供するにあたって、受信装置がパソコンであれ、スマートフォンであれ、視聴可能なプラットフォームを特定の OS に制限してはならない。少なくとも市場において 10%程度のシェアを持つプラットフォームには対応すべきである。(個人 4)	ービスの技術的検討に資するものであり、協会が本業務を実施することによって「受信料を支払っているものとそうでないものとの間に多大な不公平を生む」ものではないと考えます。 ・また、プラットフォームに係るご指摘については、本業務は協会の技術的検討に資する実験的なものであり、その範囲において適切に行われることで足りるものと考えます。
【意見 4-4】これまでの教育分野におけるストリーム系コンテンツの P2P 配信で NHK は実績を作ってきている。近い将来に我が国でも実現しなければならない我が国において、本格的なテレビ放送のインターネット同時再送信においてネットワーク負荷を下げる取り組みを、公共放送機関が率先して行うことには大きな意義がある。民間放送を先導・率先する NHK でなければならない。一方、P2P には様々な手法があり、既にグローバルな市場に投入されており、NHK は自社開発の方式に拘泥するべきではない。安定的でセキュリティが高く、グローバル性を持った、経済的な方式の採用に向けて、複数の方式での実験・評価を行うべきである。コスト負担の大きな CDN (Contents Delivery Network) に依存することなく、あるいは、共存する形で、よりコスト負担の小さい安価な P2P 方式を検討することが、コスト削減とグローバルな競争力の獲得に貢献するものと考えられる。さらに、複数の P2P 方式を使いこなす手法を検討することは、今後の大規模災害の際にインターネットでの災害報道の同時再送信に必ず役立つことであり、特定の CDN に頼らない多様性と冗長性をもったネットワーク運用体制の確立に積極的に取り組むべきである。(個人 23)	・協会は、本業務を実施することにより、将来の実用化が期待される新たな放送通信連携サービスの技術的検討に反映させることとしております。P2P の方式やネットワークの運用体制に係るご指摘については、今後の技術的検討において配慮されるべきものであると考えます。
【意見 4-5】「放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況」とのことですが、現時点の協会および民放各局の地上放送および BS 放送による放送計画はマルチチャンネル放送等も活用した、稠密なものとなっているでしょうか。協会が実施しようとしているインターネット配信の形式が不明でありどのような機器で視聴できるのか分かりかねますが、インターネットを通じた映像配信は、少なくとも現時点では国民が保有するすべてのテレビが視聴に対応しているわけではなく地上放送および BS 放送に比べて視聴できない国民も多くなります。また、予約録画等の手段が提供されておらず、タイムシフト視聴することも困難です。	・協会は放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、オリンピックの競技についても、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されるものと考えます。また、本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。なお、総務省

協会のインターネット配信を認可する前に、協会および民放各局に対し、マルチチャンネル放送等を利用し可能な限り地上放送およびBS放送を通じて中継するよう、いま一度放送計画の見直しを促すことが必要と考えます。ましてや協会がインターネット配信することや実験結果の収集を理由として地上放送やBS放送の機会が減ることがあってはなりません。望ましくはすべての中継映像を地上放送およびBS放送で提供しつつ、その一部を同時にインターネット配信でも提供し技術的検討を実施することではないでしょうか。協会がインターネット配信を実施すること自体には賛同しますが、協会および民放各局の地上放送およびBS放送で稠密な放送計画が履行されることが条件です。(個人25)	は、協会に限らずすべての放送事業者の放送計画の決定に対して関与する立場にありません。
【意見4-6】協会によるインターネット配信が制度として放送法に背くものでない点は同意します。しかしながら協会に独占的かつ積極的なインターネット配信を許諾する根拠とはならないものと理解します。追加の費用を要する業務である限り、金額の多少にかかわらず、抑制的に実施されるべきと考えます。(個人25)	・本業務を認可することにより、協会に対して独占的にインターネット配信を許諾するものではありません。また、本業務は受信料を財源とするものですが、協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。

5. 本業務に係る情報開示に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見5-1】あわせて、受信料財源により実施される「新たな放送サービスの技術的検討等」の結果および本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページ等で公表することを要望します。(一般社団法人日本民間放送連盟)	・協会から提出された申請書においては、「実験による検証・評価の結果については、刊行物等を通じて公表する」と記載されておりますが、ご指摘のとおり、協会においては、費用の内訳を含め、本業務の結果について広く公表することが期待されるものと考えます。
【意見5-2】本業務は通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討に資するものであるということで必要とされている。ただし、本業務が受信料財源で運営されている以上、その実施	(同上)

状況についての検証・評価は刊行物のみならずホームページを含め積極的に公表されていくことを強く要望する。(日本テレビ放送網株式会社)	
【意見５－３】本業務にかかわる 5000 万円の費用を著しく多額ではない、とするかは見方により異なるが、いずれにせよ受信料を財源としているものであり、見込みだけでなくその結果及びその明細も公表することを要望する。(日本テレビ放送網株式会社)	(同上)
【意見５－４】今回の業務を放送法 20 条 2 項 8 号の「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として総務省が認めるのであれば、業務実施後にアクセス数や費用、効果等について検証・評価を行い、詳細な報告を視聴者・国民に対して公表すべきである。(一般社団法人日本新聞協会)	(同上)
【意見５－５】ただし、受信料財源で行なう「通信技術を利用した新たなサービスの技術的検討および実証のための実験」を目的としていることから、それに係る費用および実験結果を踏まえたデータ等の詳細を開示するよう求める。(株式会社 TBS テレビ)	(同上)

6. 本業務の経理等に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見 6－1】更に、特例として認可する場合でも、今回のインターネットによる提供に係わる業務は、番組アーカイブ業務と規定し、経理区分としては受信料勘定ではなく、番組アーカイブ勘定とすべきと考えます。今回、番組（コンテンツ）調達が放送とインターネット利用と一体で行われ、それぞれの区分が困難であるとしても、少なくともインターネットでの提供に要する 5000 万円の支出は番組アーカイブ業務の勘定とすべきと考えます。(読売テレビ放送株式会社)	・本業務は放送法第 20 条第 2 項第 2 号に規定する業務に該当するものではないため、本業務に係る費用については受信料を財源の中心とする「一般勘定」に計上されるべきものと考えます。
【意見 6－2】協会の予算から考えれば 5000 万円という費用は著しく多額ではないのかも知れないが、それらのお金が裁判まで起こして集められたお金だということを考えれば著しく多額である。費用が新たに必要なのであれば、競技ごとにどれだけのニーズがあるのか、またどれだけの視聴率がとれるのかを市場調査してから必要な資金は有料放送（インターネットによる配信）として回収することを考えるべきである。(個人 27)	・本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、有償であることが求められるものではないと考えます。

7. オリンピックの競技映像を配信する権利に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見 7-1】さらに、より多くの視聴者の目にとまるよう、NHKに限らずより多くの民間事業者がインターネットを活用してオリンピックの競技映像を配信できるようにするための仕組み作りを検討していく必要があると考えます。情報通信技術の発達により、インターネットを通じてテレビ放送と比べても遜色のない画質で映像を配信することが可能となっております。多くの国民がオリンピックの競技映像に接触できるようになることは、競技者や関係者のモチベーションの向上や競技水準の向上にも繋がります。配信することができる事業者を増やすことによって、放映権の一事業者にかかる負担を軽減することも期待できます。(ヤフー株式会社)	・国内におけるオリンピックの競技映像の配信権の取扱いについては、権利者をはじめ、放送事業者等の関係者間の調整を経て決定されるものと認識しています。
【意見 7-2】ニコニコ動画、Ustream 等、既にインターネットを通じた生中継を日常的に実施している事業者もあり、協会によるインターネット配信は、たとえ実験的なものであってもそれらの事業者と公平に実施されるべきではないでしょうか。協会にインターネット配信を認可するに際しては、国内のオリンピック放送を共同制作するジャパンコンソーシアムに対し、協会および民放各局以外のインターネット配信専門の事業者に対してもオリンピック映像の提供を開放するよう促す必要があると考えます。(個人 25)	(同上)

8. 協会が行うインターネット関連業務に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見 8-1】NHKと民放事業者は連携し、自らの放送等を通じてオリンピック大会を国民・視聴者に広く届け伝えるために注力しています。NHKは、放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることから、言うまでもなくNHKの必須業務である地上放送、BS放送でオリンピック放送を行うことが優先されるべきと考えます。NHKが認可申請したロンドン大会におけるライブストリーミング業務(以下、本業務)は、放送番組のインターネット同時配信(以下、ネット同時配信)とはまったく性格が異なるサービスです。NHKのネット	・ご指摘のとおり、協会は放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、オリンピックの競技についても、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されるものと考えます。また、本業務は協会の放送番組をインターネットに同時に配信するものではなく、仮に本業務

同時配信構想の詳細は明らかではありませんが、民放連は「受信料支払いにおける公平感の確保」「受信料制度など現行の放送制度との整合」などの観点から、同構想に対し強い懸念を表明してきたところです。本業務が実施されるとしても、そのことはNHKがネット同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。(一般社団法人日本民間放送連盟)	が認可される場合であってもこうした業務の実施が認められるものではありません。
【意見 8-2】言うまでもなく、NHK は放送局であり、地上テレビ放送二波、BS テレビ放送二波という多くの電波を持っている。従って、これら電波媒体を最大限利活用するのが本筋であって、安易にインターネット媒体での配信を行うべきではない。加えて配信期間や配信媒体も最小限とすべきである。また、本業務によって、NHK 及びそのグループ会社が広告収入や有料課金収入、番組販売収入などを上げることは間違っても行われてはならない。さらに、民放において生中継されない競技であっても、録画中継などが行われる競技については、NHK がライブストリーミング配信を行うことは原則反対である。これらは NHK の肥大化及び民業の圧迫を防ぎ、二元体制を維持するために必要である。本業務は、放送番組の同時配信と全く異なるサービスであり、あくまで実験的な要素を含む特認業務である。よって、本業務をもって同時配信の前例としてはならない。認可証等には、本業務と同時配信とは全く別の議論であることを明記して頂きたい。(日本テレビ放送網株式会社)	(同上)
【意見 8-3】かねて指摘してきたとおり、テレビ設置世帯から徴収した受信料で成立する公共放送・NHK が行う業務は、放送に限定されるべきである。インターネット事業は放送の補完にとどめるべきで、その無制限の拡大はメディアの多様性、多元性、地域性と、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねない考える。(一般社団法人日本新聞協会)	(同上)
【意見 8-4】また、NHK が今後、他のインターネットサービスを実施しようとするのがあっても、それが「特に必要な業務」として、安易に認められることがないように求める。(一般社団法人日本新聞協会)	(同上)
【意見 8-5】NHK が受信料を財源に制作、購入した番組(コンテンツ)をインターネットで同時配信することは、放送法に規定されたNHK の本来の役割を逸脱し、受信料制度とも大きく整合性を欠くものです。また、NHK の肥大化と民業圧迫も招くことから、NHK のインターネット同時配信には、これまで繰り返し懸念を表明し、反対してきたところです。翻って、	(同上)

今回のNHKの申請内容は、国内で放送しない競技種目のみに限定して、ストリーミング方式により国内に限定して提供するとされており、上述のインターネット同時配信とは異なるものです。従って、オリンピックが国民の関心が非常に高いイベントであり、競技の視聴機会をより多く提供すべきという理由等も考慮され、特例として認可される場合でも、あくまで今回限りとし、インターネット同時配信の前例とならないよう、その旨を明記すべきと考えます。(読賣テレビ放送株式会社)	
【意見 8-6】そもそも NHK 設立時に無線放送により全国にあまねく放送を行き渡らせる使命のため、独自の送信設備を設置して業務を運営するから受信料を独占的に享受しているのではないか。NHK のインターネット放送は本末転倒であり、これを既成事実としてインターネットに同時放送し、インターネットにつながるコンピュータに対して受信料を発生させる布石とするのは本末転倒であり、絶対に認められるものではない。また民間放送業務を圧迫する。(中略) NHK は無線放送によりあまねく放送を行き渡らせるのであり、NHK のインターネット同時放送は不必要である。(個人 8)	(同上)
【意見 8-7】どうせなら一部ではなく実験的に全部をインターネットストリーミング放送してみたらどうか。私の場合は現時点で既に、地デジを地上波では受信出来なくなっていることもあり、視聴をインターネット経由で出来れば幸いと考えます。(個人 10)	(同上)

9. 本業務と協会の受信料との関係に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見 9-1】チューナー搭載パソコンはともかくインターネットにつながってるパソコンまで放送受信機能があると判断されなければ賛成ですが受信料徴収の足がかりとするのなら大反対です。(個人 7)	・ 本業務を認可することにより、放送法第 64 条第 1 項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。
【意見 9-2】放送法の放送の定義が無線から電気通信に変更されたが、インターネット同時放送を行いコンピュータに受信料を発生させるものではない。コンピュータは、そもそも放送の受信を目的としない受信設備であることが明らかであり、NHK のインターネット同時放送は	(同上)

受信契約を伴わないことを総務省が明示すべきである。スクランブル技術により NHK と契約した世帯のみが NHK の放送を受信できるようにすれば不公平や問題を解決できると思われる。しかしグレーのままインターネット同時放送は許可すべきではない。(個人 8)	
【意見 9-3】NHK がインターネットに進出すること自体に反対です。NHK がインターネットに放送を流して「NHK と契約させられて受信料を請求される」流れになっては嫌過ぎますので。NHK が BS や地デジで「スクランブルを導入」して、NHK を利用する家庭にのみ受信料を請求するというなら話は判るのですが、それをせずに「NHK みられる設備があるなら NHK 見なくても金払え！」などとのたまっている現状では・・・インターネットに放送を流す事によってネット利用者からも受信料を巻き上げるための布石にしか見えませんので。(個人 9)	(同上)
【意見 9-4】まず、NHK が従来の放送波だけでなく、インターネットを通じて番組を配信することは、現行の放送法の規定上、認められないことであり、法令遵守の観点からも大きな問題がある。しかしながら、グローバルなメディア環境の変化や国民へのインターネットの普及度を鑑みれば、「ロンドン五輪」という世界的な関心事の生中継を、NHK がインターネットを通じて視聴できるようにすることは、一般国民の利益に反するものではない。ただ、今回の事例をきっかけに、今後も NHK がなし崩し的にインターネットによる番組の配信実績を作り、それに乗じて近い将来、インターネットに接続できる環境にあるというだけで、TV 受像機を所有していない世帯や事業所に対してまで、NHK との契約義務を課すことを可能とするような制度変更を行う可能性があるなら、話は全く別である。仮に、今回の「ロンドン五輪のネット配信」が、インターネットユーザーを現行の放送法 64 条が規定する「協会の放送が受信可能な受信設備を設置した者」と同様にみなして、NHK 受信料の一律課金対象に含めることを正当化するための「既成事実化」の手段として使われるのであれば、それは国民に対する重大な背信行為である。したがって、「ネット接続者への一律的な受信料課金」が、未来永劫行われないという確約がなされない限りは、放送法の規定に違反する疑いが極めて強い、NHK の「オリンピックの生中継映像をインターネットを通じて配信する事業」を総務省が認可することは許されないことだと考える。(個人 11、17、18)	(同上)
【意見 9-5】ネット回線の受信料請求の布石にオリンピックまで利用するとは。東電と同様に性根を叩き直す必要ありです。民放と変わらない nhk など必要ありませんし他にやるべき事	(同上)

があるはずです。(個人 15)	
【意見 9-6】協会の目的は、将来インターネットにも不当な受信料の課金を目指す、意図が伺えるものであり、日本放送協会の設立の目的からも大きく逸脱するものである。(個人 19)	(同上)
【意見 9-7】基本的には、反対です。現在の受信料について、ワンセグ携帯を含む受像機を設置している場合は視聴していなくても支払い対象となる事から、今回の施策はパソコンを所有している場合も受信料の支払い対象と拡大する為の物と思えてなりません。ご存知の通り、地デジ化対応テレビはユニークな番号を持つカードにより映像視聴の可否が操作可能です。ガス水道等と同様に受信料未払いであれば電波を止めるという方式に変更しなかった事が殊更疑いを深めます。(個人 20)	(同上)
【意見 9-8】現行の放送法の限り認めるべきでない。何故ならば、NHK は放送法を拡大解釈し、NHK の放送を受信可能な設備を有すれば受信契約をしなければならないと主張しているからである。そのような主張をする事業者がインターネットに放送を流せば、インターネットに繋がる設備を有すれば受信契約をしなければならないと主張するに違いない。現在、インターネットは NHK と全く関係無く成立しているのであり、インターネットのユーザに受信契約の義務が発生すると NHK が主張するとすれば著しく公正を損なうと言わざるを得ない。(個人 21)	(同上)

10. その他

提出された意見	総務省の考え方
【意見 10-1】消費税の逆進性から意見があります。NHK は税金から運営できませんか。通信事業の拡充からどこでも受信できる体制を整えるのに税金を使うべきかと思います。ワンセグよりも地デジで移動体受信出来る体制を整える事が重要かと思います。視聴者が増えますし、海外から参加したいテレビ局も居られるかと思います。地デジを世界に開放しては如何でしょうか。今の千チャンネルが足りないなら拡充すべきかと思います。宜しくお願い致します。(個人 1)	・ 本意見募集の対象に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。
【意見 10-2】インターネットの情報は、電波ではありません。これを電波法で扱うのは無理です。そもそも国民の受信料で行っている事業にもかかわらず、インターネットは世界中に	(同上)

繋がっていますので、受信料を払って いない人に行われるサービスなので、絶対に行ってはいけないサービスです。NHK がどうしてもインターネットで放送を行うということであれば、電波事業の停止が前提です。つまり、NHK 廃止が前提です。これからは、一民間企業として、自分でお金を稼いで、まともな民間企業となって、行っていっていくべきです。そもそも、NHK が必要とされる時代は、とっくに終わっています。最近では無料の民放の番組のほうが、はるかに優秀です。国民の間では、低レベルで、ほとんど見てもいない NHK に高い受信料を払わされている不満が、くすぶっています。無料の民放放送で十分ですし、最近では NHK が民放のまねをした番組が横行しているというのが現実です。これを機会に、NHK を廃止し、国民負担を減らすべきではないでしょうか。国税を一切使わなくても、景気対策にも、貢献できます。(個人5)	
【意見10-3】NHKって韓国韓国うるさいのですが。特にMUSIC JAPANという歌番組とか、公式雑誌のステラに韓国人が多すぎます。ひょっとしてNHK職員って在日韓国人、もしくは帰化人だらけなのではないでしょうか？また、ニュース番組では必ず不自然な形で韓国を入れます。例えば5月2日には「韓国で交通事故が発生。2人死亡」とか、今日は「韓国のカラオケ店で火災。客が死亡」とか。去年は「韓国で白菜が不作。キムチづくりに影響が」とかいう意味不明なニュースもありました。そして、K-POPアイドルや韓国ドラマの宣伝を行います。例えば(2012年1月13日『あさイチ』という番組でチャンゴンソク主演の「きみはペット」を「いち押し」のドラマとして紹介し、揚句には「是非観て下さいね」と紹介する有様。ちなみに「きみはペット」はロッテエンターテインメントの制作ですが、広告費的な物でも貰っているのでしょうか？NHKは。いずれにしてもおかしすぎます。国鉄、日本電電で行った通り、NHKは一回解体してください。もはや韓国の放送局になっているのですから。(個人6)	(同上)
【意見10-5】このような不当な試みを断固として禁止するとともに、鹿児島で発生したNHK委託職員によるBS契約書偽造事件にみられるNHKの受信料徴収至上主義を改めさせることが最も国民の為に重要な政策と思う。そのために、地上波、衛星波全てのNHK放送にスクランブルを掛け、受信契約は視聴者自らが申し込む形態に改め、NHK委託職員による勧誘を全廃して、BS契約書偽造を阻止するとともに、NHK委託職員による勧誘に掛かる経費を削減して、受信料値下げの原資とすべきである。(個人19)	(同上)

【意見１０－６】そもそも、NHKはテレビ放送創成期におけるリーダー的存在でしたが、その主な目的は既に達成されているばかりか、外国資本等の参入により人心を惑わす悪しき存在と成り果てています。NHKは取り潰すなり分割民営化するなりが適当だと思いますので実施かたよろしくお願いします。なお、オリンピックには間に合わない事と思われるので、(1)映像ファイルをダウンロード可能とすること。(2)その映像ファイルをYouTube等への自由なアップロードを可能とすること。(3)海外からの視聴及びダウンロードも可能とすること。を暫定措置として要望致します。(個人２０)	(同上)
--	-------------

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について
(平成 2 4 年 6 月 1 3 日 諮問第 2 2 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 8 2 9

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(西潟課長補佐、能登部係長)

電話：0 3－5 2 5 3－5 7 7 8

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約（以下「受信規約」という。）の変更の認可申請があった。

（１）変更しようとする受信規約

別紙のとおり

（２）変更の概要及び理由

① 放送受信料額の改定【第 5 条】

国会の承認を受けた平成 24 年度収支予算、事業計画及び資金計画に合わせ、受信規約に示される受信料額の規定を整備するもの。

種別	支払区分	月 額	6 か月前払額	12 か月前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,225 円	6,980 円	13,600 円
	継続振込等	1,275 円	7,270 円	14,160 円
衛星 契約	口座・クレジット	2,170 円	12,370 円	24,090 円
	継続振込等	2,220 円	12,660 円	24,650 円
特別 契約	口座・クレジット	955 円	5,430 円	10,580 円
	継続振込等	1,005 円	5,730 円	11,180 円

② 放送受信契約書の提出方法の拡充【第 3 条第 3 項及び第 4 項】

放送受信契約書の提出について、書面によるものに加え、電話やインターネット等による提出が可能となるよう規定を整備するもの。

③ 受信料の支払方法の拡充【第 6 条第 3 項】

受信料の支払について、クレジットカード会社以外の事業者が提供する決済サービスによる支払を可能とするよう規定を整備するもの。

④ 住所変更等の届出手続に係る規定の整備【第8条第2項】

受信契約書上の住所と契約者の実際の住所が異なり、協会が公的機関への調査等により当該契約者の住所を把握できた場合は、当該契約者による住所変更等の手続を省略できるよう規定を整備するもの。

⑤ 受信料の精算に係る規定の整備【第11条第4項】

料額の改定等により受信料の過払いが生じた場合、過払い額を次回の支払額に充当できるよう規定を整備するもの。

⑥ 普通契約及び衛星普通契約に対する経過措置の終了【付則第2項】

「普通契約」又は「衛星普通契約」の契約者に対する本契約の取扱いを平成25年3月31日をもって終了できるよう規定を整備するもの。

⑦ その他、用語の修正等、所要の規定の整備を行う。

(3) 受信規約の変更が事業収支に及ぼす影響

今回の受信規約の変更による平成24年度における事業収支への影響は、次のとおり。

① 放送受信料額の改定について

減収額 217.5億円

支出額 3.1億円

② 放送受信契約書の提出方法の拡充について

支出額 ▲0.2億円

④ 住所変更等の届出手続に係る規定の整備について

支出額 ▲0.4億円

(4) 施行予定期日

平成24年10月1日

2 検討結果

協会から申請のあった受信規約の変更の内容について検討した結果は次のとおりであり、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

① 放送受信料額の改定

本件変更は、国会で承認を受けた平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画に合わせて受信規約に示される受信料額を改定するものであり、妥当なものであると認められる。

② 放送受信契約書の提出方法の拡充

本件変更は、電話やインターネット等による放送受信契約書の提出を可能とすることにより、営業活動の効率化に加え、受信契約者の利便性の向上を図るものであり、妥当なものであると認められる。

③ 受信料の支払方法の拡充

本件変更は、受信料の支払方法を多様化することにより、受信契約者の利便性の向上を図るものであり、妥当なものであると認められる。

④ 住所変更等の届出手続に係る規定の整備

本件変更は、受信契約者の住所変更等の手続を簡素化することにより、営業活動の効率化に加え、受信契約者の利便性の向上を図るものであり、妥当なものであると認められる。

⑤ 受信料の精算に係る規定の整備

本件変更は、平成24年10月以降に受信料の値下げが予定されていることを踏まえ、受信料の精算に係る取扱いを明確化するものであり、妥当なものであると認められる。

⑥ 普通契約及び衛星普通契約に対する経過措置の終了

本件変更は、地上放送及びBS放送の完全デジタル化を踏まえて「普通契約」又は「衛星普通契約」の取扱いを終了するものであり、妥当なものであると認められる。

⑦ その他、用語の修正等、所要の規定の整備

妥当なものであると認められる。

「日本放送協会放送受信規約」の変更内容

(部分は、変更部分)

変更案	現行
(放送受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。 (1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 放送受信契約の種別 (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数 (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。 <u>3 第1項または第2項の放送受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行うことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。</u> <u>4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。</u>	(放送受信契約書の提出) 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。 (1) 受信機の設置者の氏名および住所 (2) 受信機の設置の日 (3) 放送受信契約の種別 (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数 (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
(放送受信契約の成立) 第4条 (略) 2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項もしくは第3項の提出があった日（ただし、NHKにおいて提出された放送受信契約書の<u>内容</u>に該当する事実を確認できたときに限る。）とする。 3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項<u>または第3項</u>の放送受信契約書の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとすることができる。	(放送受信契約の成立) 第4条 (略) 2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項の提出があった日（ただし、NHKにおいて提出された放送受信契約書の<u>記載事項</u>に該当する事実を確認できたときに限る。）とする。 3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項の放送受信契約書<u>記載</u>の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとすることができる。
(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月（受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信契約につき、その種	(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月（受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信契約につき、その種

別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	支払区分	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
地上	口座・クレジット	1,225 円	6,980 円	13,600 円
契約	継続振込等	1,275 円	7,270 円	14,160 円
衛星	口座・クレジット	2,170 円	12,370 円	24,090 円
契約	継続振込等	2,220 円	12,660 円	24,650 円
特別	口座・クレジット	955 円	5,430 円	10,580 円
契約	継続振込等	1,005 円	5,730 円	11,180 円

この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。

2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。

3（略）

（多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引））

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
50件未満	200円	90円
50件以上 100件未満	230円	
100件以上	300円	

別に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種 別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額
地上契約	1,345 円	7,650 円	14,910 円
衛星契約	2,290 円	13,090 円	25,520 円
特別契約	1,005 円	5,730 円	11,180 円

2 特別契約を除く放送受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき放送受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。

3（略）

（多数契約一括支払に関する特例）

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。ただし、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件である1の放送受信契約者については、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を、12か月前払額の衛星契約の契約件数が9件である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、その契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

	<table><tr><th rowspan="2">契約種別ごとの 契約件数</th><th colspan="2">契約種別ごとの全契約 を対象に1件あたり減 ずる月額</th></tr><tr><th>衛星契約</th><th>特別契約</th></tr><tr><td>50件未満</td><td>200円</td><td rowspan="3">90円</td></tr><tr><td>50件以上 100件未満</td><td>230円</td></tr><tr><td>100件以上</td><td>300円</td></tr></table>	契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約 を対象に1件あたり減 ずる月額		衛星契約	特別契約	50件未満	200円	90円	50件以上 100件未満	230円	100件以上	300円
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約 を対象に1件あたり減 ずる月額												
	衛星契約	特別契約											
50件未満	200円	90円											
50件以上 100件未満	230円												
100件以上	300円												
2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件（沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）、97件、98件または99件とする。）である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。 3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件（6か月前払額または12か月前払額である場合に限る。）である沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。 4 前3項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第5条の4に定める同一生計支払に関する特例および第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。	(新設) (新設) 2 前項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第5条の4に定める同一生計支払に関する特例および第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはしない。												
(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引)) 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。ただし、特別契約を締結している放送受信契約者が、12か月前払により放送受信料を支払う場合は、1件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。</u> 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表	(団体一括支払に関する特例) 第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>放送受信料額から、1件あたり月額200円を減じて支払うものとする。ただし、12か月前払により放送受信料を支払う場合は、1件あたり年額2,420円を減じて支払うものとする。</u> 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表												

者を通じ支払う放送受信料について、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額</u>から、その契約種別に応じて減ずる月額、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。 3（略）	者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。 3（略）
（同一生計支払に関する特例（家族割引）） 第5条の4 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める<u>支払方法</u>により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。 2～4（略）	（同一生計支払に関する特例（家族割引）） 第5条の4 住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第6条第3項に定める<u>口座振替等</u>により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。 2～4（略）
（事業所契約に関する特例（事業所割引）） 第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。</u>この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用し、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を支払うものとする。</u> 2～5（略）	（事業所契約に関する特例） 第5条の5 事業所等住居以外の場所に設置する受信機について放送受信契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な放送受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して放送受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての放送受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、<u>放送受信料額から、第5条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。</u>この場合、除外する1件については、放送受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。 2～5（略）

(放送受信料の支払方法) 第6条 (略) 2 (略) 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。 (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 4 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。(これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。) 5～6 (略) 7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>その他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の放送受信料については<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>継続振込により支払うものとする。 8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、<u>支払区分が継続振込等の放送受信料額を</u>その他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。	(放送受信料の支払方法) 第6条 (略) 2 (略) 3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。 (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。 (2) クレジットカード継続払 NHKの指定するクレジットカード会社との契約に基づき、クレジットカード会社に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。 (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。 <u>(以下口座振替、クレジットカード継続払および継続振込を「口座振替等」という。)</u> 4 前項に定めるほか、放送受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。(以下これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。) 5～6 (略) 7 口座振替の指定日において、所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき(次項の場合を除く。)は、放送受信契約者は、当該請求期間分は<u>その他の支払方法により支払わねばならず</u>、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。 8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の放送受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、放送受信契約者は、当該請求期間分について、<u>その他の支払方法により支払わなければならない</u>。当該請求期間後の放送受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
--	---

9 (略) 10 放送受信契約者がクレジットカード等継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。 11 クレジットカード等継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。 12 NHKがクレジットカード会社等に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分は支払区分が継続振込等の放送受信料額をその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の放送受信料については支払区分が継続振込等の放送受信料額を継続振込により支払うものとする。	9 (略) 10 放送受信契約者がクレジットカード継続払により放送受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その放送受信料クレジットカード継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社に確認した上で受理する。 11 クレジットカード継続払による支払いは、前項に定める放送受信料クレジットカード継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（放送受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の放送受信料について取り扱うものとする。 12 NHKがクレジットカード会社に所定の放送受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の放送受信料額を請求する前に、クレジットカード会社から放送受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、放送受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の放送受信料については継続振込により支払うものとする。
(メッセージの表示) 第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。 2～4 (略)	(メッセージの表示) 第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。 2～4 (略)
(氏名、住所等の変更) 第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。 2 前項の届け出が行なわれない場合において、<u>NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして</u>	(氏名、住所等の変更) 第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。 (新設)

<u>取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。</u>	
(放送受信料の精算) 第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。 (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額 (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額 2 放送受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。 4 <u>本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の放送受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の放送受信料）の支払いに充当することができる。</u>	(放送受信料の精算) 第11条 放送受信契約が解約となり、または放送受信料が免除された場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。 (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する放送受信料額を差し引いた残額 (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額 2 放送受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた放送受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。 3 放送受信料が支払われた期間の放送受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。 <u>(新設)</u>
付 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>平成24年10月1日</u>から施行する。 (普通契約または衛星普通契約に関する経過措置) 2 平成19年6月1日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、<u>平成25年3月31日までの間</u>、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める<u>支払区分が口座振替等の額を適用する</u>。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種	付 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>平成23年7月1日</u>から施行する。 (普通契約または衛星普通契約に関する経過措置) 2 平成19年6月1日施行の規約の付則に定める経過措置適用者については、<u>当分の間</u>、平成18年4月1日から平成19年9月30日までの間に施行された規約の契約種別に関する規定を適用し、放送受信料額についてはその規約に定める口座振替等の額を適用する。ただし、放送受信料の支払方法についてはこの規約を適用し、経過措置適用者が放送受信契約の種別を変更するときも、この規約

別を変更するときも、この規約を適用する。
(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)

- 3 暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」(以下「地デジ難視対策衛星放送」という。)が実施されている間は、第1条の規定中「地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域」を「地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」によるものを除く。)の自然の地形による難視聴地域」と読み替える。
- 4 前項の場合において、地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし別に定める要件を備えた地域(以下「地デジ難視対策地域」という。)または難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、第1条の規定にかかわらず、地上契約を締結するものとする。
- 5 前項に該当する者が第2条第5項後段の規定により締結する契約種別は、同条同項の規定にかかわらず地上契約とし、前項の規定により地上契約を締結した者が第5条第3項ただし書の規定により支払う契約種別の料額は、同条同項の規定にかかわらず地上契約の料額とする。
- 6 衛星契約を締結している者が、付則第4項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。
- 7 付則第4項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。

(削除)

を適用する。

(地デジ難視対策衛星放送に関する暫定措置)

- 3 暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」(以下「地デジ難視対策衛星放送」という。)が実施されている間は、第1条の規定中「地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域」を「地上系によるテレビジョン放送(暫定的難視聴対策事業にかかる放送として社団法人デジタル放送推進協会が行なう「地デジ難視対策衛星放送」によるものを除く。)の自然の地形による難視聴地域」と読み替える。
- 4 前項の場合において、地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴もしくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし別に定める要件を備えた地域(以下「地デジ難視対策地域」という。)または難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、第1条の規定にかかわらず、地上契約を締結するものとする。
- 5 前項に該当する者が第2条第5項後段の規定により締結する契約種別は、同条同項の規定にかかわらず地上契約とし、前項の規定により地上契約を締結した者が第5条第3項ただし書の規定により支払う契約種別の料額は、同条同項の規定にかかわらず地上契約の料額とする。
- 6 この規約の変更前から衛星契約を締結している者が、付則第4項に基づき放送受信契約の種別を地上契約に変更する場合は、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した日(ただし、この規約の変更前に設置した場合は平成22年4月1日)に第3条第2項に定める放送受信契約書を放送局に提出したものとみなす。
- 7 付則第4項の規定により地上契約を締結した者の受信機を設置した場所が、地デジ難視対策地域または難視聴地域でなくなった場合、当該放送受信契約者は、第1条第1項および第2項の規定に従い所定の放送受信契約を締結するものとする。
- 8 付則第4項に該当する者がこの規約の変更前に地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した場合、その支払うべき平成22年4月の属する期の放送受信料額は、この規約に定める契約種別により算出さ

(削除) (アナログ放送の終了に関する措置) <u>8</u> 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。 (1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情 <u>9</u> NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。 <u>10</u> NHKは、付則第8項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとする。 <u>11</u> 付則第9項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第9項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解	れる平成22年3月分の放送受信料額と変更前の規約に定める契約種別により算出される当該月分の放送受信料額との差額を、所定の放送受信料額から減じた額とする。 (放送受信料の免除に関する経過措置) <u>9</u> 平成24年6月30日までの間は、「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部の地震」にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された区域内（帰宅困難者への救助にかかる適用区域である東京都を除く。）において第10条第1項本文により放送受信料の免除を受けている者については、同条第4項から第6項までの規定は適用しない。 (アナログ放送の終了に関する措置) <u>10</u> 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。 (1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情 <u>11</u> NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。 <u>12</u> NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとする。 <u>13</u> 付則第11項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、
---	--

約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

12 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 変更にかかる受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由

13 付則第9項および第10項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第12項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第8項の届け出」とあるのは「付則第12項の提出」と読み替えるものとする。

「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

14 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。

- (1) 放送受信契約者の氏名および住所
- (2) 変更にかかる受信機の数
- (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
- (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由

15 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	継続振込等	1,120円	6,390円	12,440円
衛星 契約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	継続振込等	2,065円	11,780円	22,930円

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき放送受信料額（第5条第2項関係）

種別	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上契約	1,190円	6,810円	13,280円
衛星契約	2,135円	12,250円	23,890円